

第1分科会

「北海道の食と農、そして環境・
エネルギーを考える」

地域活性化イベントの軌跡と奇跡

北海道本部／小清水町職員組合

1. はじめに

オホーツク海に面した小清水町は、北海道遺産に選定された小清水原生花園やラムサール条約湿地登録の濤沸湖、山や森林など自然環境に恵まれた町です。

基幹産業である農業は、小麦、じゃがいも、ビートの畑作三品を中心に栽培しており、その品質は非常に高く評価されています。

しかし、その反面「小清水と言えば○○○」と言う自慢の名物・名品が乏しく、魅力ある小清水を発信することができませんでした。

「将来を担う子どもたちに郷土を自慢できる何かを作つてあげたい」、「魅力ある小清水町を後世に伝えたい」という思いから、2011年1月に地域活性化団体「これぞ小清水！実行委員会」を設立した。メンバーは、やる気はあるが、初めて体験することばかりで、手探り状態の中、2月26日をイベント開催日として約1ヶ月と短い準備期間の中、自己紹介も無いままで連日遅くまで話し合いが進められた。

委員会では、まず、小清水産農畜産物の魅力を町内外に発信していくことが重要であると考え、安心・安全な地場産品の良さを伝えること、それを生かした地元の名品を作ること、また、町民へ「これから地元の食」について今一度考えてもらう場を提供すること等を目的に、地産地消を基本とした地域活性化イベント「小清水屋台村」を開催することとしました。

2. 「これぞ小清水！！実行委員会」

実行委員は、代表・副代表の同級生・知り合い・仲間など、「小清水町を活性化させたい」という想いに賛同する異職種の自治体職員5名・農業者6名・商工業7名・JA職員1名 計19名の仲間が集まり、結成されました。

会では、小清水産農畜産物の魅力を町内外に発信していくことが重要であると考え、安心・安全な地場産品の良さを伝えること、それを生かした地元の名産を作ること、また、町民へ「これから地元の食」について今一度考えてもらう場を提供すること等を目的に、活動が始まりました。

まずは、地産地消を基本としたイベント「小清水屋台村」を開催し、じゃがいもを原料とする澱粉と金時豆で作る「でんぶんだんご」を名産とする活動が企画されました。

3. 地域活性化イベント「小清水屋台村」

第1回小清水屋台村は、出来合いのものは認めず、地元食材を使った料理を各店舗に販売してもらい、料理を買った人にアンケート用紙を配布し、その結果を会で集計し、B-1グランプリを視野に入れた小清水のご当地グルメつくりの研究素材とした。また、冬のイベントが何もなく、子供たちの記憶に楽しい思い出を作つてあげたい趣旨ではじめた屋台村なので、子供らしく、雪にまみれて楽しんでもらおうと、滑り台の制作を思いつき、雪を町内から集め、重機で大きな雪の滑り台を作り、その上にイルミネーションを通してしたり、そのほか、おもちゃの販売もおこなった。

また、第1回目のメイン企画として行った「巨大デンブン団子つくりに挑戦」は、小清水町民が、町の食べ物として何と答えるかといえば、小清水町で生産・加工・販売しているでんぶん・金時豆を使った郷土料理の「でんぶん団子」で、これの世界一大きい「でんぶん団子」を作つて、小清水町をアピールすることを考えついた。

4. 「でんぶん団子」世界一にむけて！

話し合いの中で世界一を証明するには、「ギネス」しかない。「ギネス」に挑戦するには具体的にどうしたらいいのか？調べていくと、いろいろ問題点が浮上してきた。

- ・無料で申請する事が出来るが返信に時間がかかりすぎる。
- ・短時間で申請出来るが費用が数万円かかり、却下されても返金されない、そもそも間に合うのか。
- ・申請や問い合わせすべて英語。
- ・「焼きちくわ」で却下された自治体がある。
- ・「でんぶん団子」を外国人にどういう風に伝えるか

以上のことを見まえ協議していたが、「金がかかろうが、却下されようが、やることに意味があるから・・・丈夫」と、代表による根拠もなく、無謀と思われる一言により有料申請で申請。

申請は、もちろん英語パソコンによる和訳・英訳を駆使しながら、幾度となく「ギネス」とのやりとりが行われ、最終的には、「団子」ジャンルにエントリーしてよいとの連絡があり、100kg以上のでんぶん団子の作成にチャレンジすることとなりました。

5. 「小清水屋台村」と「でんぶん団子」ギネスに挑戦

「第1回小清水屋台村」は2012年2月に開催されました。

屋台村では、出来合いのものは認めず地元食材を使用した料理を提供する約束で、各店舗、販売時間を大幅に上回る早さで完売されました。

また、併設した雪の大滑り台は、普段外で遊ぶことの少ない子供たちに大盛況で、楽しい思い出を作っていました。

また、メイン企画として行われた「巨大デンブン団子つくりに挑戦」は、縦2.55m×横1.25m×厚さ3cm 総重量155kgのでんぶんだんごを木枠の中に流し入れ約1時間蒸し焼きにして完成し、観客を魅了しました。

巨大でんぶんだんごは、後日ギネスに認定され、その名のとおり世界一となったでんぶんだんごで小清水町及び小清水の名産をアピールすることができ、小さな一步踏み出したと思います。

6. 活性化イベントの奇跡

屋台村での「巨大デンブン団子つくりに挑戦」が広くTVやラジオの放送に取り上げられ、その放送を偶然にも聞いていた九州博多の辛明太子製造、食品卸売りの老舗 山口油屋福太郎の山口社長からメディアを通じて小清水町に連絡が入りました。

話によると、近年せんべいの原材料である、でんぶんの確保が困難になりつつあり、入手先を探していたところ毎日就寝前に聞いていたNHKラジオで、地元で生産された澱粉を使い小清水町の若者が巨大でんぶん団子をギネスに申請したことを知ったそうです。

J A小清水と山口社長が、澱粉を将来的に12万体制確保したい旨の話を進めている中で、JA組合長より小清水町に工場を建設してはどうかと提案がなされました。

統廃合となった小学校を再利用することによりコストダウンすることで、工場の建設と澱粉の積極的な販売に取り組むことを相互に約束し、閉校予定であった小学校2校が小清水町から山口油屋福太郎に売却されることになりました。

このことにより売却された内1校は、2013年5月頃に明太子せんべい「めんべい」工場として生まれ変わり、従業員数50名程度で生産規模20億を予定。もう1校は、2014年5月頃をめどに外食産業向けの第3次野菜加工工場として生まれ変わり、従業員20名程度として操業が開始される計画となりました。

この工場新設に当たり、6億円の資金を投下する事となった、雇用と地域経済の活性化が期待できる企業誘致が実現でき、また閉校となる小学校が地場産品・地場農産物加工工場に生まれ変わることが出来ました。

上記のとおり、これぞ小清水実行委員会は、これまでに「小清水屋台村」や町内外のイベント出展等、様々な活動に取り組み、各方面から大きな反響を呼び「小清水のまちおこし」は、実を結び始めました。

小清水屋台村での「巨大デンブン団子を作りに挑戦！」でギネス認定を受けたことをきっかけに、小清水町及び小清水の名産をアピールすることができ、さらには企業誘致や廃校の再活用にも繋げることができました。

「小清水町を活性化させたい」と想うメンバーが集まり、始まった町おこし。これから、もっと小清水の魅力を伝えるために、ご当地グルメづくりや子供たちに地元素材を活かした「食」を通じた楽しいイベントを提供できるように、活動の幅を広げて行きたいと思います。

滝上町で5月中旬から6月上旬におこなわれる「芝ざくらまつり」において、若手職員が取り組んだ新しい試みについて紹介し、地域活性化のために町職員としての働き方について考えます。

観光研修からみる町職員の地域活性化への関わりについて

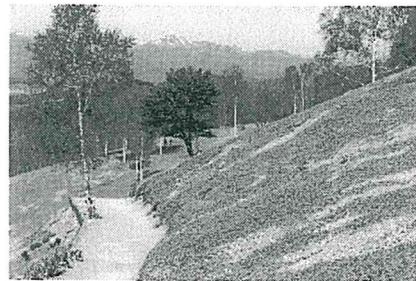
北海道本部／滝上町職員労働組合

1. はじめに

滝上町は人口約3,000人の小さな町で、基幹産業は農業、林業、観光です。このうち、観光産業の中心となっているのは、5月中旬から6月上旬にかけて行われる「芝ざくらまつり」です。町内にある約10万m²の芝ざくら公園には一面に芝ざくらが咲き、多くの観光客が訪れます。しかし、現在は趣味の多様化や各地に様々な観光地ができるなどし、観光客は大きく減少しています。

このような状況の中で、入庁3年目までの若手職員に対し「滝上町の観光振興に足りないものは何か」を考える研修を行い、「芝ざくらまつり」で実践しました。

滝上町職員の研修としてこのような試みは初めてであり、この研修がどのように行われ、今後地域活性化を図るために、町職員としてできることは何かを考えます。



2. 観光についての研修

滝上町の観光振興についての研修は、入庁3年目までの20歳代職員7名、補助のため入庁4年目の20歳代職員1名で行われました。男性が7名、女性が1名です。

芝ざくらまつりが始まる頃の5月15日に第1回目の研修を行い、町長から「滝上町のまちづくりと観光振興」について講話がありました。その後、「芝ざくらまつりに足りないものは何か」「滝上町の魅力は何か」をメンバーで考え、「実際に芝ざくらまつりを活性化させるために何ができるか」の議論を行いました。議論の結果、「芝ざくらまつりに来ていただいたお客様に、より滝上町を知ってもらうためのお手伝いをする」ことを決定し、芝ざくらまつりで行うことになりました。

入庁して間もないメンバーが中心であることから、メンバー自身の持つている滝上町の情報が少ないため、滝上町についての調査を行います。どんな施設があるのか、食事できるところはあるか、名産物は何か、穴場となるような場所はあるかなどを調査し、現地を確認することで観光客の質問に答えることができるよう準備を行いました。

3. 「町若手職員による初めての滝上ガイド（失敗したらゴメンナサイ）」準備



滝上町についての調査をし、現地を確認することで認識を深めたので、実際にどのような形でガイドを行うのがよいかを議論します。芝ざくら公園の一角を借りて、テントを建てて観光案内所のような形も検討しましたが、メンバーが芝ざくら公園内を動け、ニーズがありそうな所に出向いていく方法が良いのではないかとの結論になりました。これを実現するため、看板を人の前と後ろから挟み、サンドウィッヂ状態宣伝を行うことにしました。事業名は「町若手職員による初めての滝上ガイド（失敗したらゴメンナサイ）」となりました。

芝ざくらまつりがピークとなる5月26日（土）に「町若手職員による初めての滝上ガイド（失敗したらゴメンナサイ）」を実施することに決定し、より芝ざくらまつりを盛り上げるため、滝上町のキャラクター「ピコロ」の着ぐるみを着て写真撮影など

にこたえることとしました。

4. 「町若手職員による初めての滝上ガイド（失敗したらゴメンナサイ）」実施

当日の天気が雨であったため、観光客は予想を下回るものとなりましたが、滝上町のキャラクター「ピコロ」との撮影は人気がありました。雨の対策をしていなかったことが反省点ですが、人が途切れることなく写真撮影に応じていました。芝ざくらまつりを盛り上げるのに大きく貢献したことと思います。

一方で準備を重ねた「滝上町のガイド」については予想を下回る結果となりました。

準備をしていた町内の食事処や別の観光施設について情報、名産物情報についての質問はありませんでした。

雨のため条件が悪かったこともあります、残念な結果となりました。



5. 事業を終えて

「町若手職員による初めての滝上ガイド（失敗したらゴメンナサイ。）」を実施後に検証を行っています。

「案内の看板を持っていても声をかけてくる人は少なかった」「ツアーで来ている人も多く、滝上町内の情報よりも公園内の情報を求めていた」「写真を撮って欲しい人が多かった」など当初の予想とは違うことが多くありました。一方で反省点としては「雨対策をしていなかった」「看板の写真がどこか聞く人があり、写真をたくさん載せればよかった」「観光案内していることを知らせるチラシをつくればよかった」などがあげられます。

これらのことから、観光客のニーズは「写真を撮って欲しい」「園内のガイドをして欲しい」「園内の施設の情報が欲しい（食事場所、苗を売ってるところ、喫煙場所など）」等が見えてきました。

会議室で考えた予想とは違った結果になりましたが、実施してみなければ分からぬ事で大きな成果がありました。実施したメンバーは予想とは違った結果に不完全燃焼もあったようでした。

6. 観光客のニーズについて

町内の施設や食事処などの情報については、ニーズが低かったものの写真撮影をお願いされることはとても多かったです。滝上町のキャラクター「ピコロ」との撮影も人気でしたが、芝ざくらをバックに写真を撮って欲しいと希望する人がとても多いようでした。

また、滝上町内の情報を求めるよりも、芝ざくら公園内の情報を求める声が多数ありました。より芝ざくら公園

滝上町長が自ら芝ざくら公園内のガイドをするイベントを今年から実施し、好評を得ていたことからも公園内の情報を求めていることが分かります（町長の園内ガイドツアー 2回開催 36名参加）

7. 今後に向けて

新人職員による研修を実施し、観光客が求めている事が多く分かりました。より芝ざくら公園内を楽しむための情報を求めており、それらの情報を用意しておく必要があることがわかりました。公園内には看板はあるものの、どこに行けば景色がきれいか、そこに行けばどのような事ができるかなどの詳しい情報を表示するのは難しいと思われます。

また、それを教えるための工夫も必要であると思われます。観光客からメンバーに声をかけてくる人が少なかったとの反省から、声を掛けやすい環境をつくるか、または違う方法を採用するかなどの工夫が必要となります。パンフレット等もありますが、より情報を伝えるための新しい手法が必要です。



8. 町職員の地域活性化への関わりについて

これまで町職員は観光事業等に対し、テントの組立や駐車場係などを担ってきました。今回は研修事業として地域活性化のために何ができるかを考え、実際に行動に移したのですが、このような機会は今までになかったように思えます。

職員は幹部職員等により決められた役割を担ってきましたが、若手職員が自ら考えて地域活性化を目指す行動は、より発展的で新たな展開を予想させます。観光客が「滝上町内の情報提供」よりも「公園内をより楽しむ方法」を求めていることの分析が今までされていませんでした。

今後も町職員がニーズをとらえ、常に新しい事ができる環境になることが地域活性化に必要と思われます。また縦割りでない、横断的手法が新たな展開を生みます。地域を盛り上げるための町職員の新たな関わり方が求められます。

芝ざくらまつり 有料入園者数

年 度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
有料入園者数	59,650人	48,557人	51,199人	49,752人	46,785人

※5月上旬の開花宣言後から芝ざくらまつり終了後まで

9. 夏祭り（夏に恋まつり）への参加について

「町若手職員による初めての滝上ガイド（失敗したらゴメンナサイ。）」実施後、8月4日から5日に町内で開催された夏祭り（夏に恋まつり）に、同メンバーが中心となって縁日を出店しました。自治労滝上町職として行いましたが、これまで夏祭りに出店して祭りを盛り上げようとする試みは初めてでした。滝上町のような小さな町では夏まつりへの出店数は少ないことから、地域を盛り上げることに貢献できたとおもいます。（商品が足りなくなるほどの盛況でした）



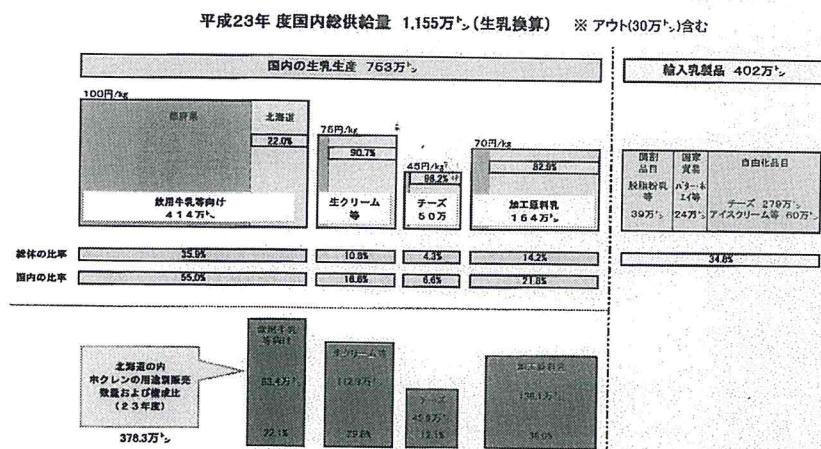
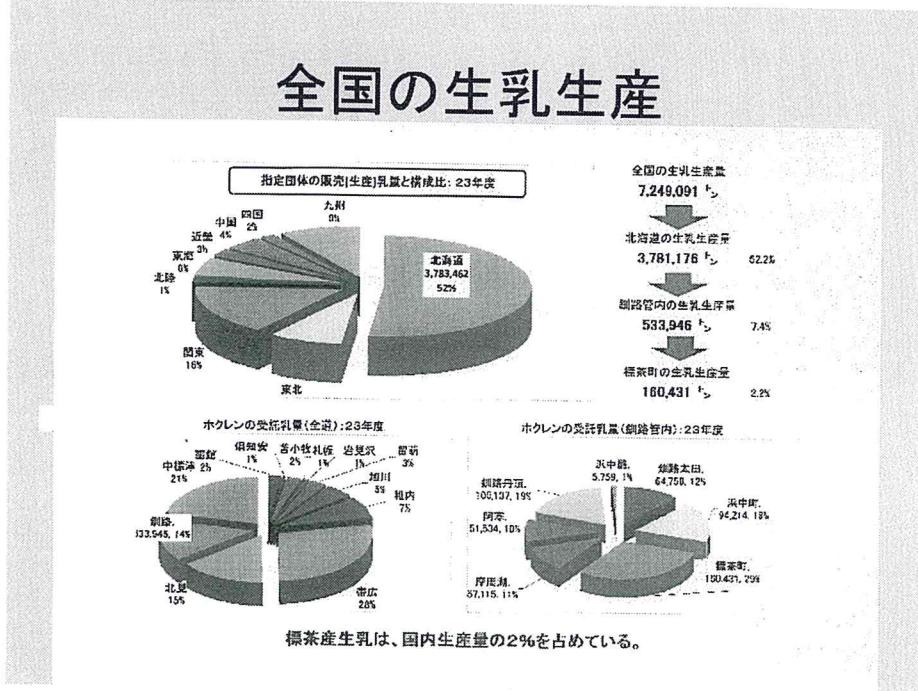
「町若手職員による初めての滝上ガイド（失敗したらゴメンナサイ。）」を実施したことが、地域振興を考える大きなきっかけとなり、夏祭りへの参加につながりました。
地域振興を自ら考え、実施できるような場が必要と考えます。

「しべちや牛乳誕生」

「しべちや牛乳誕生」

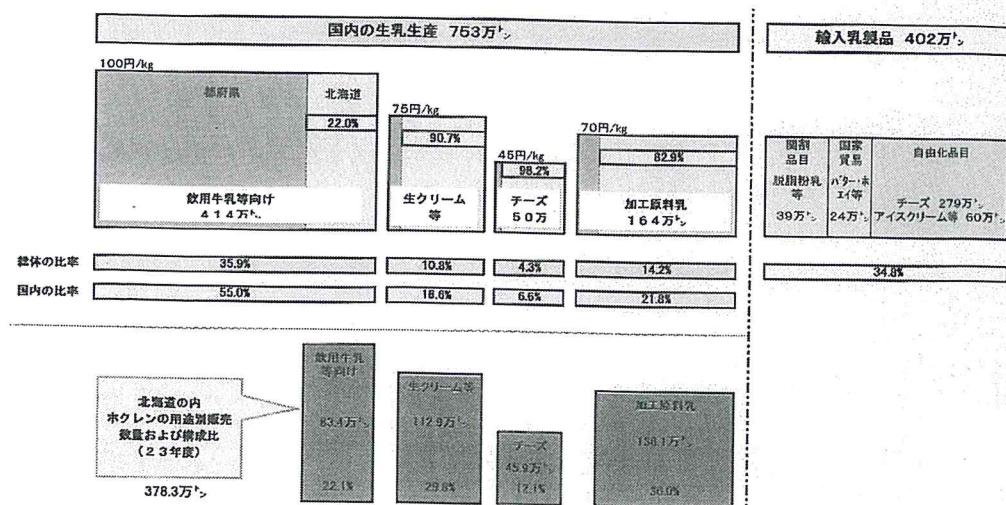
北海道本部／釧根地方本部／標茶町職員労働組合/多津美 悟

1 標茶牛乳誕生



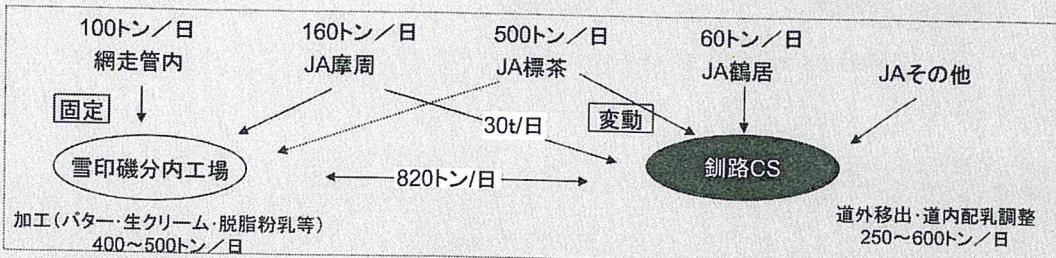
日本国内の生乳需要の1/3は、輸入でまかなわれている。
飲用向けは、国内生産生産量の55.0%であり、北海道はそのうち2割程度である。

平成23年度国内総供給量 1,155万t(生乳換算) ※アウト(30万t)含む

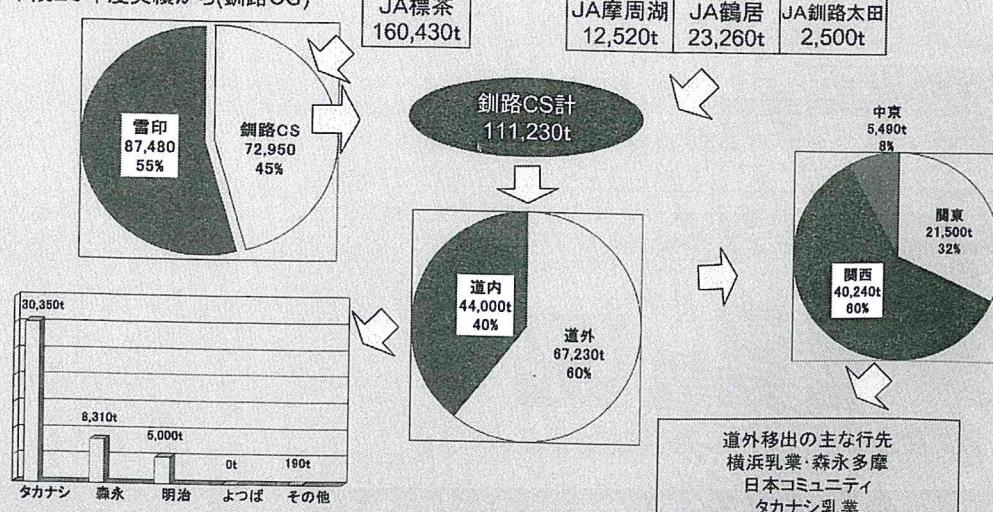


日本国内の生乳需要の1/3は、輸入でまかなわれている。
飲用向けは、国内生産生産量の55.0%であり、北海道はそのうち2割程度である。

牛乳の流れ



平成23年度実績から(釧路CS)

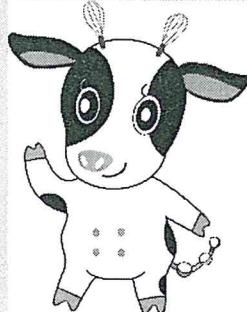


- ・平成20～21年度(苦難の時代)
 - 町・農協・普及センター共同での取組
 - ・自社プラントor委託生産、毎日提供or週一提供、
 - ・近隣施設への視察・協議

- ・平成22年度(しべちゃ牛乳誕生へ)
 - 学乳供給の委託生産方式の決定・推進(オリジナルパックの製造)
- ・平成23年度(しべちゃ牛乳のデビュー)
 - 平成23年7月25日デビュー
 - (殺菌方法 85°C 15分間)

町内小中学校16校(1日800食)への提供

牛乳消費拡大の推進
新キャラクターによるPR



殺菌方法

- ・ 殺菌法での分類

牛乳と呼んでいいものは乳脂肪分が3%以上含まれていなければいけません。牛乳は生乳(せいにゅう)だけで作られていて、水で薄めたり他の成分を入れたりしていないもので、殺菌しただけのものをいいます。その工程も3つに分類されます。
- ・ 超高温短時間殺菌法(UHT法)

120～130度の熱を牛乳に2秒間加える方法です。販売店に並ぶ牛乳の約95%がこの方法で生乳(せいにゅう)を処理しています。
- ・ 高温短時間殺菌法(HTST法)

72～85度の熱を牛乳に15秒間加える方法です。牛乳全体の約4%がこの方法をとっています。
- ・ 低温長時間殺菌法(LTHT法)

62～65度の熱を牛乳に30分間加える方法ですが、日持ちもしないため、全体の1%しか行われていない方法です。ただし、低温で処理するために、牛乳のおいしさでいえばこの処理方法の牛乳が一番おいしいでしょう。

・しべちゃ牛乳への批判

=釧路新聞(H23.12.20)より=

- ・「給食では飲用ばかりで、シチューなどの料理には使っていない」
- ・「おいしいのはわかるが、同じような品質なら、値段の安い大手の牛乳を買う」
- ・「しべちゃ牛乳を原料にしたチーズやバターなどの加工品を作ろうという気運がない」
- ・「町外業者による委託生産方式では、あまりにも守りに入っていないか」

今後の展開

☆町民に愛されるおいしい牛乳を目指して

- ・いつでも購入できる環境の整備
(1リットル牛乳の製造・販売)

☆しべちゃ牛乳を用いた製品の開発

- ・チーズ・スイーツetc

☆あらたな畜産品の製造加工の支援、その他 の地産地消の取組

「食観光日本一を目指す」

「食観光日本一を目指す」

北海道本部／釧根地方本部／別海町職/松本 博史

日本有数の生産地である別海町は、まちづくりの大きなコンセプトとして、生産物を域外に広く販売し外貨を獲得することで、税収や生産者の活力を高め、教育や福祉等の行政サービスや市民活動を充実することが挙げられます。

これは生産地であれば、どの自治体にも共通するコンセプトではないでしょうか。

人口が減少し、経済が低迷し、観光振興の担い手である地域の中小企業は弱りつつあり、域内の消費を循環させることは当然のこと、交流人口を増加させ、外貨を獲得する必要があります。

そのために、別海町長は、2期目の政策として5つの基本政策を掲げ、そのうちの2つが「中小企業振興」と「観光振興」としました。

別海町は、酪農業及び水産業を基幹産業とし、生乳生産日本一という事実、ブランド価値の高い水産資源が複数あり、食材の宝庫であります。

しかしながら、その知名度は低く、徹底的な知名度の向上を図ることで、まずは「別海町を知ってもらう」必要があると判断しました。

観光振興と一口にいっても、温泉、景観等、観光資源の強みは観光地によってさまざまです。別海町には、確かに温泉もあるし、景観も優れたスポットはあるのですが、全てのジャンルに力を入れると散漫になり、人々に別海町の特徴をはっきりと伝えられないので、別海町は、まちの強みである「食」に着目し、「食観光日本一を目指す北海道の新しい観光地」というキャッチフレーズで観光振興に取り組んでいます。

ご当地バーガー初代日本一となった「別海ジャンボホタテバーガー」に続き、今年の4月から「別海ジャンボホッキステーキ丼」、「別海ジャンボ鮭茶漬け」をデビューさせました。（別添資料のとおり）

地域の食材とその背景にいる生産者と行政、観光協会が協力し、商品開発しました。

このほか、「別海町ジャンボホタテ・ホッキ祭り」、「別海マルシェ～サンデーブランチマーケット」等の他の祭りにない魅力を引き出したイベントを新たにプロデュースし、地域の皆さんを主人公になっていただき、オール別海で観光振興に取り組むこととしています。

こうした取組が評価され、東京都に「別海町酒場」がオープン。現在では、4店舗となっています。

別海町のご当地アイドル「別海ミルクガール」は、役場職員5名に加えて新たに民間からも1名加わり、「別海ジャンボホタテバーガー 別海ミルクガールオリジナルショッキセット」、「別海ミルクガール ミルキーラブサンド」、「別海ミルクガール タルト」等の商品化を続け、ステージとお土産開発等に力を入れて、全国の酪農を応援する活動を続けています。

別海町の観光振興は、外向きに別海町をPRしながらも、内向きには地域の生産者を応援する姿勢を堅持しています。このことで、人と人がつながり、観光振興に向かっていく総合力を高めています。

多数のメディアに取り上げられ、「別海町は元気だ」と多くの人から評価を頂いておりますが、「食観光の別海町」が取りあげられるほど、地域の生産者の励みになるものと考えています。

観光振興は、簡単ではありません。

一つ成功すれば、それで知名度があがるでしょうか。

そうではありません。

徹底的に仕掛ける必要があります。

地域の総合力を高めて、多くの町民が観光振興に関心を持ち、アクションを起こす。この繰り返しにより、ついには知名度の向上につながるものと考えています。

今後も徹底的に仕掛けます。

砂防ダムや農業用頭首工など工作物で河川が分断されているため、サケ・マスなどの遡上が困難な状況にある。補完するために各工作物に魚道が設置されているが、管理方法、構造上の欠陥などで機能不全に陥っている施設が多い。ここではその問題点を整理し、それを解消するための釣り愛好家・漁業者・農業者らによるアプローチと、河川環境保全が地域の一次産業振興への柱の一つとなることを提言していきたい。

河川環境の復活に向けた農漁業からのアプローチ ～河川構造物に対するサケマス類の遡上環境の保全と産業振興～

北海道本部／自治労せたな町職員組合 河原 泰平

1. はじめに

せたな町では北海道南西部の自然豊かな日本海から様々な海産物が漁獲され、また背後に抱える狩場・遊樂部山系が生み出す清冽な水が豊かな農地を涵養し、米をはじめ馬鈴薯、そばの農産物から酪農、養豚などの畜産物を生産しています。それだけでなく、その豊かな河川水系がサケやサクラマスといった遡上・降海型の魚類をはぐくみ、漁獲の一角を担っています。

しかし自然豊かに見える河川も、よく見ると砂防・治山ダムや農業用頭首工などさまざまの構造物が建造され、分断されている現状があります。その対処のため、昭和後期から魚道の設置が進められ、河川の上下流の分断を少しでも緩和しようとしてきました。

残念ながら、この魚道も土砂の堆積や流路の移動など、機能不全に陥ってるものがほとんどで、このままでは河川環境の保全どころか、海洋資源の衰退にもつながりかねない状況があります。

ここでは、河川を分断する河川構造物とその影響を緩和する魚道等の設備の問題点についてレポートし、改善と地域産業振興のために、主要産業である漁業・農業サイドからのアプローチと今後の対処について提言します。

2. 漁業と河川環境(河川構造物と魚道)

(1) 河川がはぐくむ漁業資源(サクラマス・サケ)

主要産業の一つである漁業について、当町では春のサクラマス漁、秋のサケ漁も主要な漁獲の一角を占めます(表1)。遡上・降海型のこの魚種たちは、海洋で成魚になると河川の上流部のきれいな砂礫地を目指して遡上・産卵し、次世代にその生をつなげていきます。

増殖事業により、ほとんどが成魚から採卵・稚魚養殖のち人工放流されるサケと違い、そのほとんどが沿岸部の河川で自然増殖するサクラマスは、河川環境の変化に非常に敏感な魚種で、その漁獲量も大きく左右されるものとなります。

		せたな	漁獲量(t)・漁獲高(千円)		
			漁獲額割合	檜山管内	漁獲額割合
サクラマス	漁獲量	107		141	
	漁獲額	41,291	3.1%	63,882	1.4%
サケ	漁獲量	266		500	
	漁獲額	91,393	6.9%	168,296	3.7%
計	漁獲量	373		641	
	漁獲額	132,684	10.0%	232,178	5.1%

表1 サケ・マスの漁獲

(2) 河川構造物と魚道について

現在町内にも、防災を目的とした砂防・治山ダム、利水を目的とした農業用ダム・頭首工などが設置されています。その構造物の高低差等により河川環境が分断され、特に前述の遡上型魚類の障害となっています。そういうた損失を防止するため、昭和後期より分断された上下流を行き来できるよう、付属施設として水流を階段状に流下させる「魚道」が設置され、この分断問題は解消されたように見えました(写真2)。

ところが、全ての施設に設置できたわけではなく、当町においても巨大な農業用ダム「真駒内ダム」においては、物理的に魚道設置がかなわず、今も分断されたままです。

また、設置はされたが管理が行き届かず放置し、土砂が堆積したり、また流路が変わったことにより魚道に水が

回らないなど機能不全に陥っている魚道がほとんどで、その管理が問題となっています(写真3)。

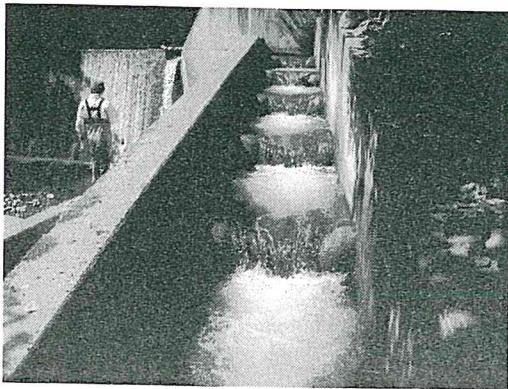


写真2 正常な魚道



写真3 機能不全の魚道

(3) ボランティアによる魚道機能回復(魚道清掃)

そんな状況下、機能不全に陥っている魚道の土砂等排出「魚道清掃」を、ボランティアで約15年前から行い続けている団体が町内にあります。釣り愛好会として活動を続けてきた「一平会」は、釣りを通して河川の荒廃を見つめ続け、釣りの傍らメンバーで魚道清掃を続けてきました。その活動は釣り爱好者だけでなく、その河川を由来とするサケ・マス類の恩恵を受ける漁業者や、河川構造物の設置を進めてきた建設団体も巻き込み、近年は町内だけでなく、管内各地の魚道清掃が積極的に行われるようになりました(写真4)。体力勝負の魚道清掃、当職員組合も有志が参加してスコップをふるっており、河川環境に対する意識の芽生えから、担当者として自らの仕事に対しても少なからず影響が及んでいます。

こういった民間からの発信は、構造物の管理者である行政も動かし、今では管理者主体の魚道清掃まで行われています。

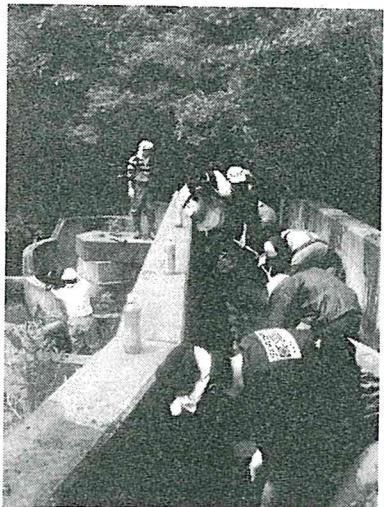


写真4 魚道清掃

(4) 河川機能を活かした構造物改修(ダムのスリット化)

しかし、増水のたびに埋塞する魚道全てを管理、機能回復することは、管理者、ボランティアの力を結集しても行える範囲は現実的に限られます。

そこで魚道清掃を行ってきた団体は次なる提案、管理が不要な構造物への改修、特に既に役割を終えていたり効果が疑問な砂防・治山ダムの、スリット化を提言していきます。これはダム堤体の真ん中に切り込みを入れ、細かい土砂を流し大きな岩だけを止めることで、災害原因だけを選択して取り除く工法です(写真5)。

これは同時に、滝のように高い段差をつけて流していた水流を、普通の河川のようにスリットからゆるい傾斜で流すので、サケ・マスなどの魚も自由に行き来できることとなります。平成22～23年にかけて施工された良留石(らるいし)川では、秋には多数のサケの遡上が確認されており、河川環境が著しく向上しました。

釣り愛好家、漁業者といった魚サイドからの力が、河川管理の在り方まで変えた大きな事例の一つです。

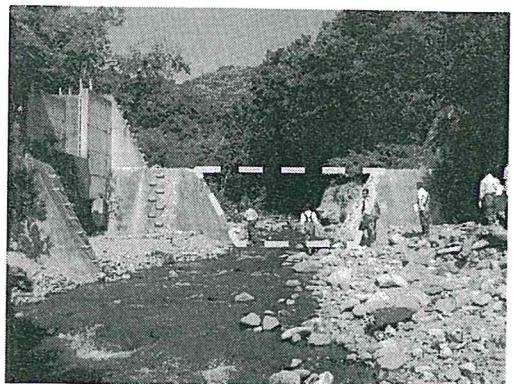


写真5 良留石川スリットダム

点線枠が切欠いた箇所

3. 農業と河川環境(取水施設と魚道)

(1) 取水による河川環境への影響

農業は、太古から特に水田において水を河川から引き活用、その恩恵を享受してきました。効率よく、また多量

に取水するために川に堰(頭首工)を設置し、干ばつ期も安定した水を供給できるよう巨大なダムの設置まで進めてきました。

かつては堰が設置された地点で、河川の分断化が生じていました。が、最近設置される農業用水利施設は、転倒式水門を設置したりして、非かんがい期は自然な水流が確保できるような仕組みを導入して、なるべく河川分断を行わないよう工夫を凝らしています。

ただ、昔ながらの魚道を設置している構造物については砂防・治山ダムと同様に、埋塞等機能不全に陥っている例が多くみられます。

これから取り上げる若松頭首工についても、下記のとおり魚道設計の根本的欠陥から、ほとんど機能していない状況です(写真6)。

- ①かんがい期は貯水するために魚道に堰板をかけ、遡上不能(写真7・図8)
- ②非かんがい期は、流量のより少ない部分に魚道を設けているため、増水時、もしくは取水期同様水門操作を行い水位を上げなければ通水しない
- ③増水期以外は通水しないことから、増水時の土砂が堆積するばかりで流下できず魚道埋塞(図9)



写真6 若松頭首工全景

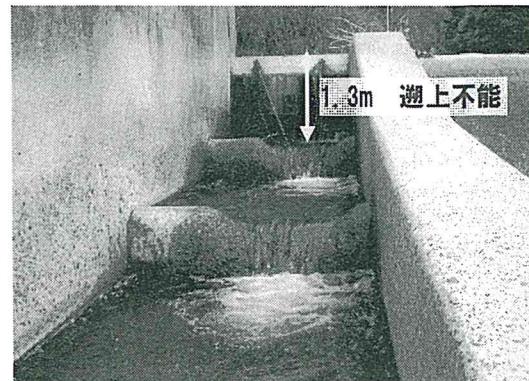


写真7 魚道にかけられた堰板

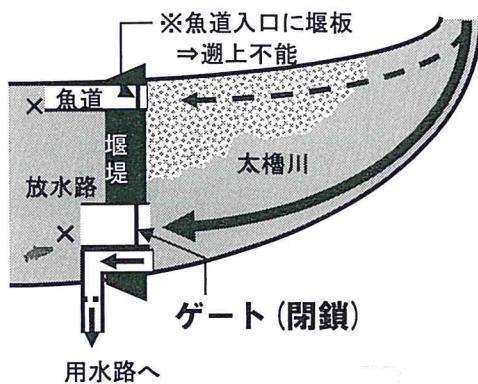


図8 取水期(5~8月)の水流

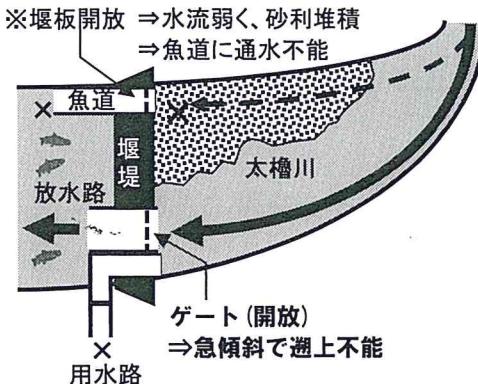


図9 取水期外(9~4月)の水流

たまたま、この区間は道営の河川改修工事が下流から始まり、頭首工も改修が必要なことから欠陥魚道も併せて改修することとなっています。ただ昨今の予算削減により、実現が不透明な状況におかれ、改修計画の網掛けにより農業補助による改修工事も留め置かれて、抜本的対策が困難な状況になっています。

(2) 受益者による管理に向けて

そのため改修実施までの当面の間、頭首工を操作して魚道に水流を導く調整が必要が浮上してきました。漁業者等の要請を受け、これまで2年間ほど町で実験的に水量調整をしてきましたが、町で頭首工操作員手当などを補助し、地先での受益者管理(水路愛護組合)に移行することで協議を開始しました。

これまで、農業者は取水期についての水利施設の管理は行うが、非かんがい期の管理については関心がないという状況でした。今般協議を重ねたところ、河川法第40条で工作物設置・管理者は魚道等により緩和措置を講じなけ

ればならないことは頭の中では理解していただけたようです。

ただ、何十年も既得権として得てきた水利権に従っての取水に、また人手をかけなければ機能しない魚道に対して、年々米価も下降するなか身銭を切ってまで遡上魚のために管理することに対しては、抵抗があるようです。

残念ながら当面の非かんがい期(9~10月)の水量調整による遡上支援は、故障等の施設損料や災害時の責任について折り合いがつかず、受益者による管理、そして農業者と漁業者による協同作業という形には、まだまだ道のりが遠いものとなっています。

4. 今後の取組みについて

こうした状況を踏まえて考察したところ、以下の取り組みが同時に必要となってきます。

- ①受益者や住民の意識啓発により、受益者中心に地域主体による個々の魚道管理といったソフト事業
- ②同時に、人手のかからない、自然により近い構造物への改良といったハード事業

管理者の負担軽減、永続的管理が可能なようにハード改修も並行して取り進めないと、河川環境の保全が物理的に継続できないからです。

第2章で取り上げた治山ダムのように、役割を終えた、もしくは機能を過剰に発揮している施設については、釣り愛好家や漁業者の活動が実り、スリット化や撤去などの方法で河川環境の再生が果たされました。

第3章の若松頭首工については、これまで勾配が急で遡上ができなかった放水路に、玉石やポケット等設置して遡上魚の休息場所を設け、簡易魚道化を図る案(図10)が受益者との協議の中で浮かび上がってきています。魚道として別個に設置するものではなく、施設そのものに遡上できる細工を施し、管理に人的労力を要さない方法に活路を託す予定であり、農業サイドからの取組みとして力を入れて取り進めていくところです。

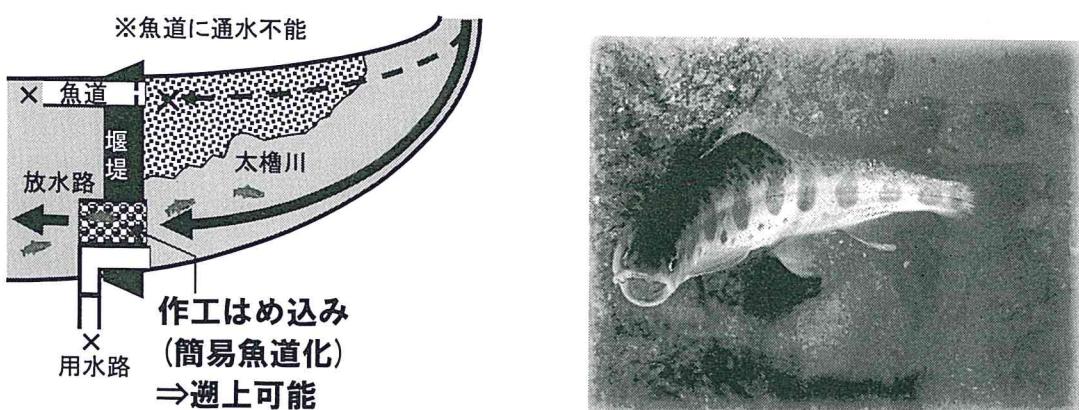


図10 放水路の簡易魚道化

写真11 水中から飛び出すヤマメ(サクラマス)

こういった地域一体となって取り組み始めた河川環境の保全活動の効果は、徐々にですがサケ・マスといった地域資源の回復につながっているようです。入渓情報によれば、今年は魚影が濃いとの話をよく聞きます(写真11)。

ですが、効果は地域資源の回復だけではありません。TPPで揺れる農漁業など第1次産業の担い手たちが、こういった協同作業を通じ、新たな融合ブランドの開発、販売の共同化など、新たな地域産業振興につながることも期待されるからです。

以上から河川環境の保全活動が、一次産業者を含む住民意識を啓発し、地域の特性を活かした産業振興の柱のひとつとなることを提言し、今後もその活動を推進していきたいと考えます。

ホッカイドウ競馬の再生に向けて

自治労日高町職員組合・成田 治

1. はじめに

皆さんは、ホッカイドウ競馬をご存じでしょうか、競馬をやる人にとってはご存じの方もいると思いますが、競馬をやらない人にとっても、ここ数年の間で「廃止・存続」の見出しが新聞に掲載され、競馬に興味のない方においても知られることになったと思います。

私自身、実家の近くに牧場があり、競馬については昔から身近なものでありました。ただし、社会人になるまで、中央競馬については知っていましたが、ホッカイドウ競馬の存在は知りませんでした。ただむかわ町との境界に、フェンスで囲まれた施設があることは知っていましたが、これがホッカイドウ競馬のトレーニング施設であることを社会人になってから知りました。

私自身、高卒で就職してすぐバブル景気が到来し、ギャンブル業界においても、売り上げ増を毎年更新する状況がありました。私とホッカイドウ競馬との出会いは、職場の上司に運転手として誘われ、休暇を取って岩見沢競馬場へ行ったのが最初です。その当時は、「平日の昼間にこんなに人がたくさんいてこの人たちはいったいどんな仕事をしているのだろう」と思いながら馬券を買っていた記憶があります。

2. 経過

そもそも、ホッカイドウ競馬は、北海道庁が昭和23年に競馬法のもとで始められ、戦後復興の時期と重なり、また、娯楽が少なかったこともあり、大勢の人たちが詰めかけ、平成3年の売り上げピークまでの間、北海道に多額の繰入をしてきました。しかし、平成4年以降は単年度収支が赤字になり一般会計から毎年繰り入れて運営するという状態が続き、運営主体の北海道においても、多額の借金を抱える中、お荷物的な存在になってきました。

平成11～12年の存廃議論を経て、平成13年から赤字脱却に向けて4つの課題を取り組んできています。

運営改善の成果としては、赤字額のピークから縮減させた効果はあったが、依然として赤字の脱却ができない状態が続き、道財政も危機的状態が続いていたことから、平成17年11月開催の道議会において、知事により赤字のまま競馬を続けていくことは困難であるが、競馬は雇用や地域経済への寄与、生産地を支える役割を果たしているため、地域社会に与える影響は大きい、そのため3年を限度として競馬を存続させるが期間途中でも収支均衡の見通しが立たない場合は廃止せざるを得ないと答弁がされました。

3. ホッカイドウ競馬と日高町

日高町（門別地区）においては、軽種馬生産が盛んで、軽種馬農家戸数は176戸、生産頭数や繁殖頭数、預託頭数を含めると5,700頭以上の軽種馬がおり、国内有数のサラブレットの故郷となっています。2010年の農業粗生産額は11,140百万円でこのうち軽種馬生産が6,860百万円と町全体の生産額の6割以上を占めており、町内のサラブレットの生産や育成、牧草や飼料等の販売、軽種馬に携わる就労人口は1,000人以上とも推計されます。近年個人牧場が高齢化や経営難により廃業し、本社が他町村にある分場の設置が増えており、日高町としての生産額が正確に算出できないのが現状です。

また、日高町にはホッカイドウ競馬唯一の門別競馬場を抱えており、競馬場関係者のみで約300人が生活しているため、日高町での経済波及額は相当大きいものであり、ホッカイドウ競馬が廃止することにより、日高町の財政は一層厳しいものになるとともに、その影響は、職員の賃金に反映する危険性もあります。また、中央競馬にだけ出走できればいいと考えている生産者はいますが、中央競馬で出走できる頭数は限られており、特にサラブレットにおいては、血統を重視することから、全てが中央競馬に出られるものではありません、そのため、受け皿となるのがホッカイドウ競馬を含めた地方競馬なのであり、全ての地方競馬、中央競馬に対する影響は大きいものとなるでしょう。

4. ホッカイドウ競馬の再生に向けて

日高町職員組合は、日高の基幹産業である軽種馬生産は、ただ単なるギャンブルとしてではなく、日高地方の農業を支える機関産業であるということに目を向け、ホッカイドウ競馬を存続するために、何かできることはないかと考えたのがきっかけで、2010年より競馬場における組合員への交流会を実施することになりました。交流会当日は、職員組合の冠名を付けた特別レースの実施、また、職員組合員及び家族に対する慰労の意味を込め、焼き肉や抽選会を行っています。この取組を成功させるための一環として、北海道本部のホームページを利用し、全道の自治労の皆さんに周知してもらい馬券購入の協力をお願いし、過去2年は家族を含めた100名の参加で実施してきました。

今年度においては、日高地本を通じて管内単組に呼びかけ、近隣町村の単組に対して、一緒に交流会に参加し、ホッカイドウ競馬をさらに盛り上げてもらおうと思い、打診したところ、新冠町職・平取町職労えりも町職、全道庁日高等多数参加して頂き、合計170名以上の方に参加して頂き、成功裏のうちに実施することができました。



日高町職と平取町職労の組合員



手前が日高町職、奥にいるのが新冠町職



3職員組合委員長と表彰式後の記念撮影

5. 今後の課題と取り組み

2009年度より、開催や運営に係る業務については、社団法人北海道軽種馬振興公社が全面受託で行っています。この振興公社には、関係自治体から職員が派遣されており、北海道の経費節減の一翼を担っていることは確かであります。昨年の東日本大震災の影響等により、関東圏の馬券手数料による売り上げ減も大きく影響することから、毎年毎年が勝負の年となっています。

振興公社においても、競馬場で行う日高の特産市等様々なイベントや全道各地のミニ場外施設による特産市を開催し、売り上げ増を目指しています。

今後も経済状況が厳しく、公営ギャンブルにおいても、毎年売り上げが下がっている中、大変ではあるが、運営を受託している振興公社をはじめとした関係各団体と協力の下、ホッカイドウ競馬が存続していく道を考えていきたいと考えています。

函館市の対岸の青森県大間町に世界初フルMOX燃料を使用する「大間原発」が建設中である。函館市は、遮蔽物の何もない目の前に建設されているにもかかわらずEPZの範囲外との理由で蚊帳の外に置かれていた。そのような状況で、建設中止を求め住民に呼びかけながら行った様々な運動の中から、自治労としての今後の脱原発に向けた運動のあり方について提言する。

海峡の向こうの危険な大間原発 北海道から青森の原発を止める

北海道本部／渡島地方本部・自治研推進委員会

1. 大間町と函館市の関係——対岸の町で進む原発建設計画

青森県下北郡大間町には、世界で初めて商業炉としてフルMOX燃料を使用する原子力発電所が建設中である。通常の原子力発電ではウラン燃料を利用するのに対し、MOX燃料とはウランとプルトニウムの混合酸化物からなる核燃料で、MOX燃料のみを使用するフルMOX炉は、世界的に見ても前例がない。

青森県大間町は、下北半島の先端に位置する本州最北端の地である。津軽海峡を隔てて函館市戸井地域との最短距離は18km（原発の炉心からは23km），函館市中心部からは約40kmの位置にあり、大間一函館間はフェリーで1時間40分で結ばれている。

大間から県庁所在地である青森市までは車で約3時間、隣接するむつ市まではバスで約2時間余りを要することから、大間の生活圏は、大規模病院や商業施設など都市機能が充実している函館市となっている。

大間町の主産業は言うまでもなく漁業であり、築地市場の初セリで例年高値がつく「大間マグロ」はマスコミでも頻繁に取り上げられ、有名である。一見華やかに見えるがその現実は、漁獲・水揚げ（収入）が不安定で後継者もなく、漁業以外の産業もないと過疎化は進む一方で、町はその打開策として原発の誘致に乗り出した。

【表1】大間原発建設をめぐる主な動き

- 1976. 4～大間町商工会が大間町議会に「原子力発電所新設に係わる環境調査」を要請
- 1976. 6～議会が請願を採択
- 1982. 8～原子力委員会が「原子力開発利用長期計画」において電源開発を実施主体とする60万6千KwのATR（新型転換炉－重水減速軽水冷却沸騰水型原子炉）の計画を決定
- 1984. 12～大間町議会が「原子力発電所誘致」決議
- 1985. 6～電源開発が青森県・大間町・風間浦村・佐井村にATR計画への協力要請
- 1990. 7～用地取得開始
- 1994. 5～大間、奥戸両漁協、臨時総会で発電所計画同意及び漁業補償金受け入れ決定。漁業補償協定締結
- 1999. 4～風間浦村、佐井村が臨時議会を開催、発電所計画などに同意。協定締結
- 1999. 6～原子力安全委員会が「改良型沸騰水型原子炉における混合酸化物燃料の全心装荷について」を了承。
- 1999. 9～一部未買収のまま、電源開発は設置許可（旧版）申請
- 2003. 2～電源開発、未買収用地買収断念を公表、原子炉位置を南に200mずらした設置許可再申請を提出することを公表
- 2003. 3～電源開発は着工を2005年3月、運転開始を2010年7月に延期
- 2003. 8～電源開発は着工を2006年8月、運転開始を2012年3月に延期することを公表したが、耐震指針改定に伴い、着工時期を2007年3月に再延期。新しい耐震指針を適用した国の安全審査が続いて、2008年5月着工予定となった。
- 2004. 3～旧版設置許可申請取り下げ、「現行版設置許可」申請
- 2005. 1～原子力安全委員会、第2次公開ヒアリング開催（函館市民4人が意見陳述）
- 2006. 9～「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」改定版を発行
- 2008. 4～安全審査終了、23日設置許可処分、24日第1回設計工事計画認可申請
- 2008. 5～経済産業省が工事計画を認可、着工



函館から大間を望む

2. あまりに危険なフルMOX炉

全炉心にMOX燃料を使用する大間原発で事故が起った場合、その被害は甚大であり、ウランのみを燃料に使用する場合に比べて中性子線が約1万倍、ガンマ線が20倍、被害面積は4倍になると言われている。

また、京都大学原子炉実験所助教・小出裕章氏の報告によると、仮に大間原発で事故が起きた場合、アメリカ原子力規制委員会公表の「原子炉安全研究」のBWR 2型（格納容器の破壊、炉心溶融の惹起）を仮定すると、函館市方向に風速2mの風が吹き、約4時間後に放射能の雲が40km離れた五稜郭公園に到達した場合、函館市民の約8,000人が急性死、その後、100%の人間が何らかの癌により死亡するとされている（「原子力資料情報室通信No.411」より）。

1998年3月、函館市役所が京都大学原子炉実験所の小林圭二助手を招いて市職員対象の大間原発についての学習会を開いたが、その際にも大事故があれば現在の函館市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町の全住民の5年以内の生存率は0%とされた。

3. 蚊帳の外に置かれた函館市（道南）

このように危険な原発が、遮蔽物も何もない目の前に建設されるにもかかわらず、緊急時計画区域（E P Z = Emergency Planning Zone）の範囲外であることや、同じ都道府県でないとの理由から、函館市をはじめ近隣自治体にはもちろんのこと、北海道にさえ何ら説明もなく、我々を蚊帳の外にしたまま建設工事は進み出した。

国や建設主体である電源開発株式会社の横暴に対し、函館市内や道南地域の住民は1995年に「ストップ大間原発」を発足させ、建設中止に向けた市民運動が始まった。だが、正直にいえば、当時、我々地元自治労をはじめとした労働組合側の対応は、個々の市民運動への参加程度に留まっていた。函館市民や近隣自治体の住民にとっても、他県にできる原発であること、距離的なイメージが湧かないこと、原発の安全神話が存在していたことから、大間原発が建設されることに関心を示す人は少なかった。

このような状況でも市民団体は、函館市議会や北海道への呼びかけを行いながら、地道に大間原発の危険性を訴え続けた。大間原発に反対する市民団体も3団体に増え、地元大間の反対住民とも交流を行い活動を展開した。

（表2）その後発足した「大間原発訴訟の会」は、現在、国と電源開発を相手に裁判中である。

【表2】大間原発に反対する市民運動の経過

1995～大間原発がフルMOX-ABWRに変更になったのを機に「ストップ大間原発道南の会」発足
1997. 4～「大間原発に反対する地主の会」結成（於：青森市）
2005. 2～大間町在住の熊谷あさ子さんが、同意を得ずに共有地を造成したのは違法であるとして、電源開発を相手に原発建設工事の差し止めを求める訴訟
2006. 5～「大間の海は宝の海」が口癖だった熊谷あさ子さんが風土病で死亡
2006. 10～原発工事の差し止めを求める訴訟は最高裁で敗訴の判決。翌年1月に取り下げ
2006. 12～74名の賛同者を得て大間原発訴訟準備会が発足
2007. 7～函館市議会が「大間原子力発電所の建設について慎重な対応を求める意見書」を採択
2008. 2～前年11月から取り組んできた「大間原子力発電所設置許可を出さないことを求める署名」64,222筆を経済産業省原子力安全・保安院に提出
2008. 4～甘利経済産業大臣が電源開発に大間原発の原子炉設置許可を出したことに対して抗議文を提出。大間原発に反対している4団体（青森県の大間原発に反対する会、ストップ大間原発道南の会、大間

原発訴訟の会、函館・「下北」から核を考える会)が共同で電源開発に対して「建設計画の断念を求める要請書」を提出
2008. 6～函館市、北海道知事に対して要望書を提出（提出を呼びかけ）
2008. 6～「電源開発株式会社大間原子力発電所の原子炉設置許可処分に対する異議申立書」（4, 541筆）を甘利経済産業大臣に提出
2008. 9～大間町の「あさこはうす」で「第1回大間原発着工抗議集会」
2008. 12～高橋はるみ北海道知事に対して「大間原発の説明会を求める団体署名」（99団体）提出
2010. 7. 28～国と電源開発を相手に「大間原発訴訟」第1次原告（168名）提訴
2010. 12. 24～第1回口頭弁論

4. 自治労が住民に呼びかけ反対運動を展開

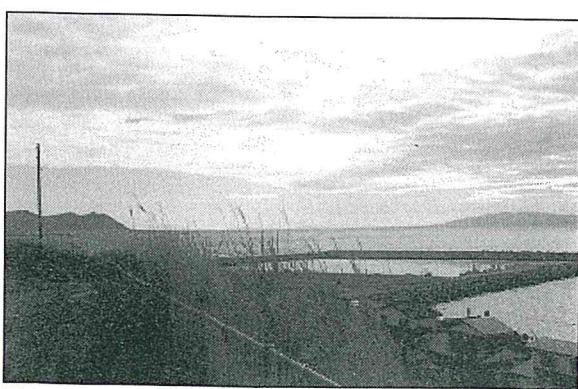
昨年の3月11日を境に原発の安全神話は崩れ、原発推進派以外のほとんどの国民は原発に対する恐怖・不安を抱き始めたと思う。恥ずかしながら、当初は平和フォーラムに結集するくらいだった我々自治労の運動も、3月11日以降、大きく変化した。自治体労働者の労働組合として「原発が一度事故を起こしたら、そこに住む住民は生活の全てを失い、街が無くなる。既存の原発も新規の原発も建設するべきでない」と考え、また、原発問題を自治労に課せられた課題であると認識し、単組として主体的に運動をする必要性に気づかされた。

（1）住民喚起と学習の場づくり

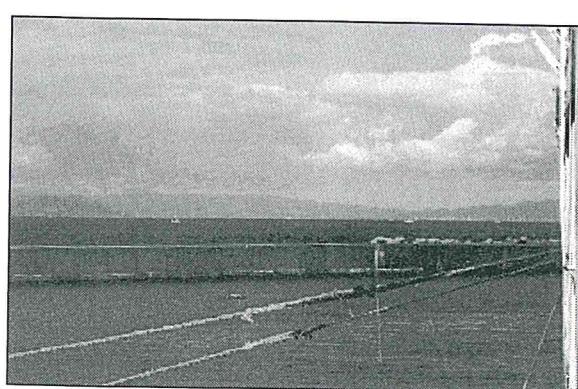
活動に取り組むにあたり、三つの柱のもとに運動を進めることとした。一つ目の柱は、住民へ積極的に呼びかけ、学習の場をつくることである。我々労働組合だけの取り組みだけに自己満足せず、住民喚起をしてこそ大きな成果があがるとの考え方から、まずは大間原発が他の原発よりも危険だということを認識してもらうため、住民に呼びかけ学習会を開催した。原発事故直後の5月の開催ということもあり、住民200名の参加があった。

また、街に出て訴えることが必要だと考え、組織内議員とも連携しながら街頭宣伝行動で、チラシ配布や署名活動も展開した。函館市以外の人通りの少ない町でも街宣を行ったほか、各自治体議会で原発に関する決議や意見書採択に向けた取り組みを行った。

さらに、実際に現地に足を運び、現地がどのようにになっているのかを自分の目で確認した上で運動を進める必要があると考え、現地視察を実施した。函館側から大間町を見たときの普段見慣れた風景と異なり、大間町から函館側を見ると距離がより近く感じられ、参加者からも、今までの価値観が覆されたとの感想が寄せられた。



函館の汐首岬（左）と大間岬（右）



大間から見た函館

（2）運動を北海道全域に広げる

二つ目は、この運動を全道的な運動として位置付けることである。海を隔てていることや他県の原発であるということ、距離的な問題から、反対運動は道南地域だけの課題・運動となりかねない。それでは運動の広がりがつくれないことから、北海道全体の課題として受け止めてもらうために、道南地域平和フォーラム加盟の産別による北海道本部の機関会議などで、大間原発の危険性を訴えることを意思統一した。その結果、建設中止に向けた全道署名を行うに至り、全道で157,660筆を集め、今年1月、北海道知事に提出したところである。北海道知事宛の署名としたのは、北海道が大間原発問題の当該自治体として、国や青森県に主体的に建設中止を求めていくようにとの主旨からである。

また、全国1000万アクションの取り組みと連動して「やめるべ、大間原発！10・29北海道集会」を初めて函館市で開催した。当日は、全道各地や青森県内から1,500人が集まり、集会は成功を納めると同時に、大間原発を全道的な課題として位置づけることができた。

（3）北海道から青森県への働きかけ

最後の三つ目は、青森県の世論喚起である。北海道が建設中止に向けていくら一枚岩となったとしても、青森県側が原子力に依存した自治体運営を間違いだと受けとめなければ何の意味もない。これらのことから、青森県側との交流を開始し、北海道と青森県の住民の原発に対する意識について意見交換を行った。

大間原発をはじめ下北半島にある原子力施設は、人口が集中している県庁所在地の青森市から山間部に挟まれ90km以上離れている。そのため、青森県の住民は函館側より原発の危険性を実感できないのかもしれない。また、県自体が原子力に頼った自治体運営を行っているため、原発を容認する風土が自然と培われ、脱原発について県内では発信しづらい雰囲気であるのではないかと感じられた。下北半島には、大間原発以外にも原子力施設が集中している。道南地域はそれら施設からも100km圏内であることを考えると、今後、青森県への要請行動も模索していくかなければならない。

5. 脱原発こそが持続可能な社会への道

福島原発事故から1年以上が経過し、5月5日、泊原発の停止を最後に、国内にある全ての原発が停止した。原発に関する国内議論は既存の原発のみで、建設中の原発をどうするかの議論は全くされていないが、国民の大半は脱原発に向けた社会の実現を望んでいる。様々な意見や思惑があるにせよ、日本が脱原発へと向かうならば、建設中の原発の建設中止を国として判断することは必然であると考える。

その一方で、原発を基軸としたまちづくりを模索してきた建設地のことも考えなければならない。そこには可能な限り国の手当が必要となる。脱原発と同時に、地元自治体の支援も進めなければならない。ただ脱原発を訴えるだけでなく、両方の視点で運動を進めてこそ自治労だと思う。

いまなお厳しい状況下にある福島を思うとき、脱原発こそが北海道の住民も青森の住民も安心して暮らせる持続可能な社会を作りあげることだと確信している。様々な現状を認識した上で、今後も脱原発運動を進めていく。

函館市職労では、これまで運動方針の中に脱原発を掲げて取り組みを進め、また、昨年3月の福島第1原発事故発生以降は、極めて大きなリスクを伴う原発政策を直ちに見直し、再生可能エネルギーの推進とともに脱原発の実現のため、これまで以上の取り組みを進めているが、福島原発事故から1年が経過し、今後の原発のあり方、大間原発の今後の方向性について、様々な意見があると考えられることから、市職労の今後の脱原発に係る運動方針の見直し・豊富化を図っていきたいと考え、組合員に対しアンケートを実施し、その現状を調査した。

大間原発・今後の原発のあり方について

北海道本部／函館市役所職員労働組合・自治研推進委員会

1. はじめに

函館市職労では、いったん事故が発生したら甚大な被害が発生することや人体に対する放射能の影響、高レベル廃棄物の最終処分方法が曖昧なままであることなど、原子力発電には多くの問題があることから、運動方針の中に脱原発を掲げて取り組みを進めてきた。

また、昨年3月の福島第1原発事故発生以降は、そこに暮らす、住民の生命と財産、安心・安全の暮らしを守る自治体職員の労働組合として、極めて大きなリスクを伴う、原発政策を直ちに見直し、再生可能エネルギーの推進とともに脱原発の実現のため、これまで以上の取り組みを進めている。

しかしながら、福島原発事故から1年が経過し、国内にある原発で稼働しているのは、7月に再稼働した福井県の大飯原発のみであるが、大飯原発のときも含め電力不足対策として原発を再稼働させるかどうか意見が分かれているなど、今後の原発のあり方、特に道南地域にとっては、対岸の大間町で世界で初めてフルMOX燃料を使用する原発として建設中の大間原発の今後の方向性については、様々な意見があると考えられる。

そこで、大間原発や今後の原子力発電のあり方についてどのように考えているのか調査し、市職労の今後の脱原発に係る運動方針の見直し・豊富化を図っていきたいと考え、組合員に対しアンケートを実施することとした。

2. 調査概要

- ① 調査期間 2012年6月18日～6月29日
② 配布数 1,493名
③ 回収数 1,058名
④ 回収率 70.9%
⑤ 調査内容 i) 個人属性(性別、年代), ii) 大間原発の認知度, iii) 大間原発の今後の取り扱いと対応, iv) 原発に対する考え方とその変化, v) 原発再稼働に対する考え方, vi) 将来の原発のあり方, vii) 代替エネルギーに対する考え方, viii) その他自由意見

3. 調査結果

(1) 大間原発の認知度

函館と「最短18km」先の青森県大間町に「原発が建設中」であることの認知度について、「①知っている」「②知らなかった」「③知っていたが距離まで知らなかった」の設問を設定し、調査した。

設問	全体	男性	女性	10・20代	30代	40代	50代
①	84.9%	88.1%	78.8%	70.2%	83.2%	85.3%	88.6%
②	5.1%	4.7%	5.6%	14.0%	7.0%	3.6%	3.7%
③	9.5%	6.9%	15.0%	15.8%	9.4%	10.3%	7.7%
無回答	0.5%	0.3%	0.6%	0.0%	0.4%	0.8%	0.0%

結果は、上表のとおりであるが、大間原発の認知度は、「距離までは知らなかった人」を含めると「全体」で約95%となり、「男女別」でもそれほど差異は見られなかった。「年代別」では、年代が若くなるにつれて認知度が低くなる傾向が見られた。

(2) 大間原発の今後の取り扱いと対応

震災で工事が中断している大間原発の今後の取り扱いについて、「①建設は永久に中止すべき」「②地震や技術などの安全性が確認できるまで凍結すべき」「③即刻建設を再開すべき」の設問を設定し、調査した。

設問	全体	男性	女性	10・20代	30代	40代	50代
①	55.3%	55.4%	55.1%	33.3%	47.2%	54.6%	66.8%
②	40.4%	39.7%	42.1%	57.9%	46.9%	41.0%	31.1%
③	2.0%	2.7%	0.6%	3.5%	2.4%	2.3%	0.9%
無回答	2.3%	2.2%	2.2%	5.3%	3.5%	2.1%	1.2%

結果は、上表のとおりであるが、建設中止または慎重な意見が全体で約95%を占め、建設容認の意見は2%とごく少数であった。「男女別」は、「全体」とほとんど差異は見られなかつたが、「年代別」では、年代が若くなるにつれて建設中止の割合が低下し、建設慎重の意見が増加する傾向が見られ、「10・20代」では、建設慎重の意見が過半数を占め、建設中止を上回つた。

また、大間原発が建設中止となった場合、大間町としては、頼りにしていた交付金が入らなくなる。そうなつた場合の大間町に対する対応について、「①仕方がない」「②国が何らかの手当を当面すべき」「③地の利を生かした新たな発電所の建設」「④その他」の設問を設定し、調査した。

設問	全体	男性	女性	10・20代	30代	40代	50代
①	25.3%	28.0%	20.1%	24.6%	33.3%	24.9%	19.0%
②	37.3%	39.4%	33.1%	31.6%	34.7%	39.0%	38.4%
③	28.9%	25.9%	35.0%	33.3%	24.3%	27.2%	34.2%
④	6.0%	4.8%	8.3%	8.8%	5.6%	6.0%	5.7%
無回答	2.5%	1.9%	3.5%	1.7%	2.1%	2.9%	2.7%

結果は、上表のとおりであるが、「全体」では、国の手当を求める意見が1番多かつたが。これは、原発が国策で進められてきたとの認識からではないかと推測される。「男性」と「30代以上」では同様であったが、「女性」と「10・20代」では、地の利を生かした発電所建設の意見が1番多かつた。

(3) 原発に対する考え方とその変化

原子力発電についての考え方についてや福島第1原発事故の前後での考え方の変化について、「①変わっておらず必要と考えている」「②変わっておらず必要ではないと考えている」「③必要ではないという考え方へ変わった」「④必要であるという考え方へ変わった」の設問を設定し、調査した。

設問	全体	男性	女性	10・20代	30代	40代	50代
①	21.2%	25.0%	13.8%	43.9%	28.3%	21.4%	10.8%
②	31.7%	31.3%	32.8%	15.8%	25.2%	29.7%	42.8%
③	36.7%	35.1%	39.3%	36.8%	33.6%	38.8%	36.6%
④	2.2%	2.4%	1.7%	0.0%	2.8%	1.8%	2.5%
無回答	8.2%	6.2%	12.4%	3.5%	10.1%	8.3%	7.3%

結果は、上表のとおりであるが、「全体」では、「原発不要に変わった」との意見が1番多く、次に多かつた「変わらず不要」と合わせて原発不要の意見が約7割となつた。また、福島原発事故以前における原発不要の意見は、②と④を合わせた約3割であったことから、福島原発事故が原発に対する考え方を変える大きな転換点となつたのかが分かつた。「男女別」でも「全体」と同様な傾向が見られたが、年代別では「10・20代」で「変わらず必要」との意見が約4割を占め1番多かつた。

(4) 原発再稼働に対する考え方

アンケート実施時点（6月）では、国内の原発は全て運転を停止している一方、政府は大飯原発を再稼働しようしていました。その時点の現状において再稼働に対する考え方について、「①政府が安全と確認できたものについては、速やかに再稼働すべきである」「②現状の安全確認では不十分であり、第三者機関等のさらなる安全確認がなされない限り再稼働すべきではない」「③原発はもはや安全とは言えず、永久的に再稼働すべきではない」の設問を設定し、調査した。

設問	全体	男性	女性	10・20代	30代	40代	50代
①	16.9%	19.9%	11.3%	28.1%	23.8%	14.5%	12.0%
②	42.8%	42.9%	43.2%	57.9%	45.8%	43.4%	37.1%
③	36.2%	34.3%	39.8%	10.5%	26.6%	35.9%	49.1%
無回答	4.1%	2.9%	5.7%	3.5%	3.8%	6.2%	1.8%

結果は、上表のとおりであるが、再稼働に慎重な意見が1番多く、次に再稼働反対の意見が多かった。「男女別」でも同様の傾向となり、「年代別」でも「30代」「40代」は同様傾向であったが、「50代」では、再稼働反対の意見が約半数、「10・20代」では、再稼働容認の意見が約3割を占めた。

(5) 将来の原発のあり方

将来的な原子力発電のあり方について、「①従来どおり原子力発電を使用していくべき」「②当面は原子力発電は使用すべきではあるが、段階的に廃止すべき」「③速やかに原子力発電は廃止すべき」との設問を設定するとともに、各設問を選択するに至った理由について自由記載の設問を設定し、調査した。

設問	全体	男性	女性	10・20代	30代	40代	50代
①	6.4%	7.9%	3.7%	10.5%	9.8%	5.9%	3.4%
②	55.2%	57.4%	51.1%	71.9%	60.5%	55.6%	47.4%
③	34.7%	31.6%	40.7%	15.8%	26.2%	34.4%	45.8%
無回答	3.7%	3.1%	4.5%	1.8%	3.5%	4.1%	3.4%

結果は、上表のとおりであるが、原発の段階的廃止の意見が1番多く過半数を占めた。原発即時廃止の意見も約4割を占め、従来どおり原発使用の意見は約7%であった。「男女別」「年代別」でもおおむね同様の傾向であったが、「50代」では、段階的廃止と即時廃止の意見が拮抗し、「10・20代」では、段階的廃止の意見が約7割を占めた一方、従来どおり原発使用の意見は10%を超えた。

【各設問を選択した理由の主なもの】

- ①・原発で死者は出ておらず、むしろ、石炭など火力発電の方が、環境や採掘時の事故等により死者が出ている。被爆リスクを過大評価しそうである。今後は、放射性物質の除去や無害化などの技術、原発の技術革新が計られることを期待する。
 - ・現在の生活レベルを維持するためには、安定的な電力供給は欠かせない。原子力に代わるエネルギーシステムが同レベルで他にあるのなら別だが、そうではない現状ではやむを得ない。原子力を廃止するのであれば、国民全体が大きなデメリットを負うことになるが、現在の社会システムでは無理だと考える。
 - ・元々資源のない国であり、原発は仕方がないのではないか。電力不足で節電はまだしも電気料金の値上げには疑問が残る。
 - ・安全性を別とすれば、現状ではクリーンエネルギーであることには間違いない。
- ②・現在、原子力に勝る電力供給源が見当たらぬため、このままだと毎年電力不足になり、計画停電や節電をしていかなければならない。そのため、安全確認が十分であると判断された原発から再稼働して、その間、原子力に代わるエネルギー源の開発に努め、徐々に原発を廃止し、新エネルギーにシフトしていくべきである。
 - ・原子力発電の危険性が明らかになった今、廃止、他のエネルギーの活用に向けて舵取りをするべきであるが、電力不足を生じさせてまで即時に廃止できるほど日本の国力に余裕はなく、国民の覚悟もできていないと感じる。
 - ・現時点での発電コストの優位性、関連産業労働者への影響を考えると即時すべて停止はできないと思う。
 - ・速やかに原子力発電は廃止すべきだが、廃止した原子炉に対し原子力関連の技術者もある程度今後も養成す

る必要があるため、結果として段階的に廃止するのがより安全であると考える。

- ③・関係者には不都合もあるだろうが、やめるには今しかない。国民全体の世論拡大がさらに必要である。
 - ・永久に核のゴミ処理問題を抱え、事故の不安も抱え、なぜ原発にこだわるのか分からぬ。現在の技術力をもってすれば、速やかに自然エネルギー活用にシフトすべきである。
 - ・現代の科学技術をもってしても、津波や地震などの自然災害に対応できない。また、原発の稼働に人間が関わることは、必ず判断・操作ミスがつきまとう。万が一の時にミスしても、原発事故を収束させることは困難を伴う。リスクが大きすぎる。
 - ・事故が起きた時の被害額やその事故を防ぐためにかかる費用、使用済核燃料の処分費用まで考えると原発の発電コストは一体どの位になるのか。そこまでして推進する理由が分からぬ。

(6) 代替エネルギーに対する考え方

原子力発電に代わるエネルギーについて、「①火力発電」「②水力発電」「③地熱発電」「④太陽光発電」「⑤風力発電」「⑥波力発電」「⑦バイオマス発電」「⑧その他」の設問を設定、3つまでの複数回答とし、調査した。

設問	全体	男性	女性	10・20代	30代	40代	50代
①	6.9%	7.5%	5.5%	7.1%	6.8%	7.1%	6.7%
②	11.6%	11.5%	12.0%	10.2%	9.9%	12.2%	12.5%
③	14.7%	15.8%	12.1%	15.7%	16.0%	13.9%	14.4%
④	25.6%	25.6%	25.6%	23.6%	25.4%	26.3%	25.5%
⑤	13.8%	13.7%	14.1%	14.2%	11.5%	14.4%	15.1%
⑥	9.1%	10.0%	7.3%	11.8%	10.2%	8.7%	8.3%
⑦	6.1%	6.2%	5.9%	6.3%	7.4%	5.2%	6.0%
⑧	1.1%	1.2%	0.8%	1.6%	1.9%	0.7%	0.7%
無回答	11.1%	8.5%	16.7%	9.5%	10.9%	11.5%	10.8%

結果は、上表のとおりであるが、上位3つは「太陽光発電」「地熱発電」「風力発電」となり、「男女別」「年代別」でも同様の傾向が見られた。

(7) その他自由意見

- その他、大間原発・今後の原発のあり方に関して、様々な意見が寄せられた。主な意見は次のとおり。
 - ・停止、廃止一辺倒ではなく、今後の持続可能なエネルギー開発推進に向けた前向きな議論や活動を望む。今まで、神話の上に築かれたものだったとしても、原子力発電によって、私たちの経済活動や豊かな生活が支えられてきた事実を認める必要はあると思う。
 - ・原発を廃止にして、節電が必要ならば、企業や個人の努力も重要だが、国からの助成も重要だと思う。日本中の蛍光灯をLED電球に替えると、それだけで節電目標に近い9%の削減になる。節電しやすいような状況にして欲しい。
 - ・節電行動を多少でも運動に入れるべきである。このまま突き進むと地域エゴ的に見られる部分もあるので、「原発に頼らない節電方法」などチラシの片隅にでもたまに入れるのも一興かもしれない。
 - ・函館は、漁業の街。大間との間は、津軽海峡があり遮蔽物がない。福島原発クラスの事故が発生すれば、函館の水産業、農業は成り立たなくなる。引き返せる今のうちに大間は中止にできないのか？大間町だけの問題ではない。

4 課題と今後の取り組み

アンケート結果を見る限り、これまで進めてきた「脱原発」の運動方針の方向性については、問題はないものと考察される。しかしながら、原発の段階的廃止の意見が過半数を占めていることからも、代替エネルギーを確立し、節電の取り組みを推進した上で、原子力発電がなくても電力が十分確保できることがはっきりしない限り、「脱原発」実現への道のりは遠いものと思われる。今後は、北海道における使用電力量の状況を注視しながら、意見反映等も含め運動の展開を図っていきたい。

最後に、時間のない中での取り組みで、アンケート対象は組合員のみとなり、また、より深いアンケート結果の検証ができなかつた。今後は、アンケート対象を函館市民や青森県の方々に広げ、それぞれの結果を比較検討するなど、今回の取り組みを発展させていきたい。

【要旨】

地球温暖化の影響が深刻になり、CO₂削減・環境負荷の低減のため「新エネルギー」の開発・普及が喫緊の課題として取り上げられてきました。そして、2011年3月11日、東日本大震災により福島第1原発の事故が発生し、私たちが抱いてきた不安が、あってはならない形となって現実になってしまいました。さまざまなメディアから報じられる放射能汚染の情報は、多種多様で冷静に理解を深めることを阻害し、原発反対（理想）と電力供給（現実）の狭間で、私たち自身が自分なりの確信（基準）を持っていない現状も浮き彫りになっていました。そこで、ちょっと脇道に逸れた議論かもしれませんのが「原発は使わない」前提として、「身近に代替エネルギーがあるなら」という観点に立つなら、「危険なモノ」より「ウチの安全なモノをもっと使おう！」と、自信を持って言えるかもしれません。実際に宗谷管内を見渡してみると、すでに多くの風力発電などが設置されてきており、折しも電力の「固定価格買取制度」が2012年7月にスタートしてきたなかで、宗谷管内はさらなる脚光を浴びてきています。これらのことから、宗谷の再生可能エネルギーについて現状を見つめ、未来に向けた課題と可能性について検討してみたい。

宗谷における再生可能エネルギーの現状と未来

北海道本部／宗谷地方本部

1. 宗谷管内の概況

(1) 地勢

宗谷管内は、東部はオホーツク海、西部は日本海に面し、北部は宗谷海峡を経てサハリン（旧樺太）を望み、さらに日本海には利尻・礼文島があります。

総面積は 4,625.13km²（全道総面積の約 5.5%）で、ほぼ京都府の面積に匹敵しており、東西 148.2km、南北 100km に及んでいます。地形的には、低山性の北見山地が留萌・上川地方との境となってオホーツク海にのび、東部は平坦な臨海地であり、西部は広大なサロベツ原野を経て日本海に接し、南部は徳志別・幌別・頓別の各河川の流域が平野を形成して、オホーツク海に続いています。



(2) 気候

日本海とオホーツク海に面する海洋性気候地帯と海の影響が少ない内陸性気候地帯に分かれています。海洋性気候地帯での夏は比較的涼しく、冬は内陸部に比べ温暖です。

さらに、海洋性気候地帯に属する西部の日本海側と東部のオホーツク海側とでは、季節風、流氷などの影響もあって差があります。たとえば、オホーツク海側の枝幸町と稚内市では、稚内市の方が寒暖の差が小さく、日照時間は、夏は多く冬は少ない、風が強いなどの違いがあります。

(3) 風況について

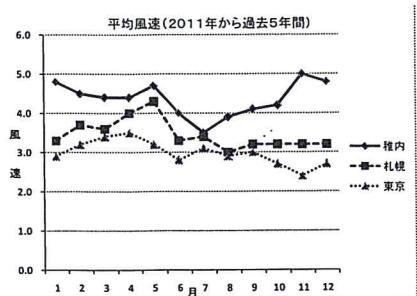
宗谷地方は二つの海洋に接する地域でもあり 1 年を通じて風が強い地域が多く最大風速 1

0 (m/s)を超える日も相当あります。

表は管内の主立った地域の気象データから得たものです。札幌と比較して平均風速、最大風速がまさつている地域が多いことが伺えます。なお、一般的な風力発電機の設計上で必要な風速は、発電開始風速（カットイン風速）が3～4(m/s)、定格出力の風速が12～16(m/s)とされています。

【宗谷管内の主要な地域の風速比較】 [m/s]

	平均風速	最大風速
稚内市	4.5	17.5
豊富町	3.7	15.7
猿払村	4.6	19.4
浜頓別町	3.2	13.9
枝幸町	3.8	17.4
札幌市	3.3	15.5



グラフは、2011年から過去5年間の稚内市の月ごとの平均風速を表したもので、東京、札幌と比較して著しく風速が強いことが伺えます。表とグラフに見られるとおり、宗谷管内は風力発電を満足させる強い風が吹く地域が多く、一年を通じて首都圏より風力発電に適した地域であると言えます。

2. 各市町村の現状

※自治労宗谷地方本部・市町村単組がレポートフォームにより作成した再生可能エネルギーに係る現状を紹介します。

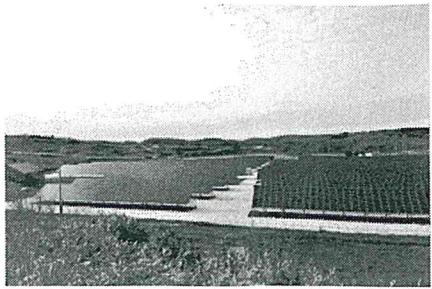
(1) 稚内市

- ① 再生可能エネルギーによる発電事業所が所在していますか？ あり
② 所在する発電事業所（設備）について記載してください。

	事業体名	箇所数	基数	発電規模(kW)
風 力	稚内ウインドパワー	1	4	2,300 kW
	稚内市	1	1	225 kW
	稚内市水道部	1	3	1,980 kW
	さらきとまない風力(株)	1	9	14,850 kW
	(株)ユーラスエナジー宗谷	1	57	57,000 kW
太陽光	稚内市	1	1	5,020 kW
地熱				
バイオマス	PFI事業稚内エネサービス(株)	1	8	200 kW
その他				
合計		7	83	81,575 kW

- ③ 所属自治体で、発電事業所を誘致する検討を実施したことがありますか？ あり
④ 所属自治体における再生可能エネルギー促進にむけて、展望や課題にはどのようなことがありますか？ 【回答】風力発電・太陽光発電といった再生可能エネルギーの導入推進

進には、電力系統の強化が必要。地域資源を活用した再生可能エネルギーの地産地消とともにスマートコミュニティの構築を目指していく。



【稚内太陽光メガソーラー発電所】→

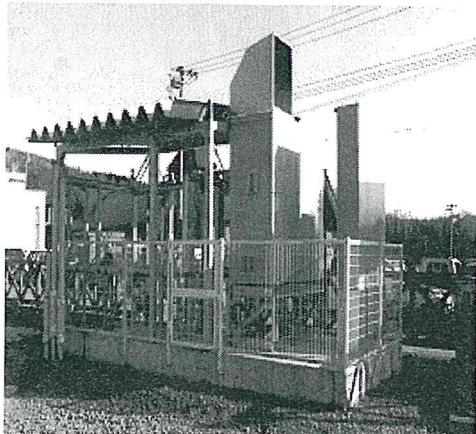
(2) 豊富町

- ① 再生可能エネルギーによる発電事業所が所在していますか？ なし
 ② 所在する発電事業所（設備）について記載してください。

	事 業 体 名	箇 所 数	基 数	発 電 規 模 (kW)
風 力				
太 陽 光				
地 热				
バイオマス				
その 他	豊富町 (天然ガスコージェネレーションシステム)	1	1	25 kW
合 計		1	1	25 kW

- ③ 所属自治体で、発電事業所を誘致する検討を実施したことがありますか？ なし
 ④ 所属自治体における再生可能エネルギー促進に

むけて、展望や課題にはどのようなことがあります？ 【回答】現在、当町では温泉地区より産出している天然ガスの有効利用として、天然ガスコージェネレーションシステムを運用していますが、余剰発電力も買取ができないこと、また他施設へ転用するにも法的にクリアしなければならないものが多く、現在対策について検討しているところです。再生エネルギー関連としては、太陽光発電に関して町民からの関心が高いことから現在、当町の気象条件に合致する推奨モデルの設定について準備中です。



【天然ガスコージェネレーションシステム】

(3) 猿払村

- ① 再生可能エネルギーによる発電事業所が所在していますか？ あり
 ② 所在する発電事業所（設備）について記載してください。

	事 業 体 名	箇 所 数	基 数	発 電 規 模 (kW)
風 力	井の三風力発電所	1	2	1,500 kW
太 陽 光				
地 热				
バイオマス				
その 他				
合 計		1	2	1,500 kW

- ③ 所属自治体で、発電事業所を誘致する検討を実施したことがありますか？ なし
- ④ 所属自治体における再生可能エネルギー促進にむけて、展望や課題にはどのようなことがあります？ 【回答】猿払村は住む者の経験とこれまでの風向調査の結果から、一年を通して良好な風が吹き、風力発電の適地であると感じている。しかし、北電送電網の末端に位置しているため、送電線への連携能力がとても低い実態にある。本村・道北の有効な資源である「風」を活かすためには、道北から



都市部（札幌や旭川）に向かう送電線の整備が必要である。 【井の三風力発電所】

(4) 浜頓別町

- ① 再生可能エネルギーによる発電事業所が所在していますか？ あり
- ② 所在する発電事業所（設備）について記載してください。

	事業体名	箇所数	基数	発電規模(KW)
風力	株ユーラスエナジー浜頓別	1	4	3,970 KW
	株北海道市民風力発電	1	1	990 KW
太陽光				
地熱				
バイオマス	南宗谷衛生施設組合	1	1	80 kW
その他				
合計		3	6	5,040 kW

- ③ 所属自治体で、発電事業所を誘致する検討を実施したことがありますか？ あり

- ④ 所属自治体における再生可能エネルギー促進にむけて、展望や課題にはどのようなことがありますか？ 【回答】電力の買い取り量の確保の問題



【ユーラスエナジー浜頓別・北海道市民風力発電の風力発電所】

(5) 枝幸町

- ① 再生可能エネルギーによる発電事業所が所在していますか？ なし
- ② 所在する発電事業所（設備）について記載してください。 該当なし
(過去に公衆浴場で太陽光発電の施設があったが、老朽化から現在は活用していない)
- ③ 所属自治体で、発電事業所を誘致する検討を実施したことがありますか？ なし
- ④ 所属自治体における再生可能エネルギー促進にむけて、展望や課題にはどのようなことがありますか？ 【回答】太陽光発電については、過去旧歌登町の公衆浴場で行っていましたこともあったが、老朽化から取り壊しをした。雪が多い地域では冬期間の管理が課題になるのではないかと思われる。

風力発電については、北電の買取枠が既にいっぱいとの話もあるが、変電所の位置や送電線の関係を考えるとそこらへんが実際に行う場合の課題になってくるのではないかと思われる。（ちなみに、平成11年に業者が行った風力発電については、枝幸町は年間を通して安定した風力が得られないことから風力発電については行わないことになった経緯がある。）

（6）中頓別町

- | | |
|--|---|
| ① 再生可能エネルギーによる発電事業所が所在していますか？ | なし |
| ② 所在する発電事業所（設備）について記載してください。 | 該当なし |
| ③ 所属自治体で、発電事業所を誘致する検討を実施したことがありますか？ | あり |
| ④ 所属自治体における再生可能エネルギー促進にむけて、展望や課題にはどのようなことがありますか？ | 〔回答〕海外輸入に頼る化石燃料による発電は、将来における地球規模で枯渇が危惧されると共に、過大な二酸化炭素放出に地球温暖化の一員となっている。また、原子力発電はCO ₂ の削減にはなるが、世界的にも廃炉等縮減されており、地震大国日本にとって大変危険な国策であったことは言うまでもない。新エネルギーの買い取り価格が上昇したが、依然電気料金値上げと原子力発電停止に伴い電力不足が叫ばれている。注目すべきは、環境に不可のない「新エネルギー」であり自前で生産可能なエネルギーである。これによる電気料金値上げはやむを得なく、消費者は節電や省エネ製品への買い換えを率先してすすめ、電気代を抑える要努めるべき。豊かな自然環境を保全しながら、産業構造と自然環境の特性を生かした新エネルギーを推進することが必要ではないか。 |

3. 未来への課題

（1）法制度等の現状

各市町村単組から寄せられたレポートに共通して言えることは、再生可能エネルギーに対する関心の高さと、電力の買取量の拡大や送電網強化といった現状における課題でした。ここで、再生可能エネルギーをめぐる法制度の現状や促進・支援事業などについて検討してみます。

①電気事業法

電気事業法とは、電気事業および電気工作物の保安の確保について定め、「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめ・・・電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」「電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保および環境の保全を図る」ことを目的としている。さらに、

- i) 一般電気事業者：一般（不特定多数）の需要に応じて電気を供給する者（北海道電力㈱など10電力会社）
- ii) 卸電気事業者：一般電気事業者に電気を供給する事業者で、200万kW超の設備を有する者（電源開発㈱、日本原子力発電㈱及び200万kW以下であるものの特例で認められている「みなし卸電気事業者」として公営、共同火力がある）
- iii) 卸供給事業者：一般電気事業者に電気を供給する卸電気事業者以外の者で、一般電気事業者と10年以上にわたり1000kW超の供給契約、もしくは、5年以上にわたり10万kW超の供給契約を交わしている者（いわゆる独立発電事業者（IPP））

- iv) 特定規模電気事業者：契約電力が 50 kW 以上の需要家に対して、一般電気事業者が有する電線路を通じて電力供給を行う事業者（いわゆる小売自由化部門への新規参入者（P P S））
- v) 特定電気事業者：限定された区域に対し、自らの発電設備や電線路を用いて、電力供給を行う（六本木エネルギーサービス株、諏訪エネルギーサービス株が該当）
- vi) 特定供給：供給者・需要者間の関係で、需要家保護の必要性の低い密接な関係（生産工程、資本関係、人的関係）を有する者との間での電力供給（本社工場と子会社工場間での電力供給等）

といった電気事業に係わる事業者等について定義づけている。なお、同法第 17 条において「さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内」又は「隣接する複数の前号に定める構内であって、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの」を除いて「電気を供給する事業を営もうとする者（一般電気事業者を除く。）は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない」と売電の自由に規制が設けられています。

② 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS 法）（2003 年 4 月施行）

電気事業者は毎年度、その販売電力量に応じて一定割合以上の新エネルギーから発電される電気を利用することが義務付けられ、新エネルギーの一層の普及促進するとされました。なお、この法律における新エネルギーとは、風力、太陽光、地熱、水力（水路式の 1000 kW 以下）、バイオマス（動植物に由来の有機物）を熱源とする熱、の実質的な 5 つを指しています。電気事業者には、毎年度、その販売電力量に応じて一定割合以上の新エネルギーから発電される電気（新エネルギー等電気）の利用を義務付け、新エネルギーの一層の普及促進を図るとされました。また、この法律によって電気事業者に課された義務の履行方法は、①自ら新エネルギーによって発電する、②他から新エネルギー等電気を購入する、③他から新エネルギー等電気相当量（RPS 相当量。法の規定に従い電気の利用充てる、もしくは、基準利用量の減少に充てることができる量）を購入する、の 3 つで、経済産業大臣は、電気事業者が、正当な理由なく義務を履行しない場合には、期限を定めて、義務を履行すべき旨の勧告、又は命令を行うというものでした。

③ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（2012 年 7 月施行）

エネルギー資源が少なく自給率 4 % の日本において、再生可能エネルギー源を利用する事が「エネルギーの安定的確保、環境への負荷の低減を図る」上で重要であり、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、価格、期間等について特別の措置を講ずる」ことによって「再生可能エネルギー源の利用促進し、国際競争力の強化、国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与する」ことをこの法律の目的とされています。その上で、再生可能エネルギーと買取期間を次のとおり規定しており、再生可能エネルギー発電の大きな追い風となっています。

電 源	太 阳 光			風 力	
買取区分	10kW 以上	10kW 未満	10kW 未満 (自家消費)	20kW 以上	20kW 未満
買取価格 (1 kWh 当り・税込)	42 円	42 円	34 円	23.1 円	57.75 円
買取期間	20 年	10 年	10 年	20 年	

電 源	中小水力			地 热	
買取区分	1,000kW 以上 30,000kW 未満	200kW 以上 1,000kW 未満	200kW 未満	1.5 万 kW 以上	1.5 万 kW 未満
買取価格 (1 kWh 当り・税込)	25.2 円	30.45 円	35.7 円	27.3 円	42 円
買取期間	20 年			15 年	

電 源	バ イ オ マ ス				
買取区分	メタン化発酵	未利用木材	一般木材及び 農産物	建設資材 廃棄物	一般廃棄物 (木質以外)
買取価格 (1 kWh 当り・税込)	40.95 円	33.60 円	25.20 円	13.65 円	17.58 円
買取期間	20 年				

④ 再生可能エネルギーの促進・支援事業～「一村一エネ事業」（2011年度までは「一村一炭素おとし事業）

北海道で市町村や企業、団体、NPO 等地域の主体が連携して行う、「地域の特色を生かした省エネ・新エネ事業を通じて地域活性化を図る取組」に対し 3,000 万円を上限に補助金を交付する事業です。ヒートポンプの導入や熱源機器の効率化、太陽光発電や太陽熱利用、風力発電、中小水力発電、バイオマスボイラー・発電の導入により環境エネルギー産業の育成、商店街の活性化、産業立地の促進など地域の活性化に結びつくものが対象となっております。豊富町の天然ガスコーチェネレーションシステムも当該事業の対象となっています。

（2）送電網の現状

今回の各単組のレポートにあるとおり送電網の強化が再生可能エネルギーにおける道北地域の課題となっています。

6月6日付け北海道新聞によると、道北は風力発電の適地で「潜在能力は 500 万 kW」、日本海側 11 市町村の研究会では「150 万 kW の風力発電設備の整備構想を打ち出している」とのこと。しかし、もともと電力需要の低い（道内の 3% 程度）の道北は送電容量が小さく、道北と地域外を結ぶ「西名寄変電所」の容量が 24 万 kW（12 万 kW × 2 台）という現状にあるようです。さらに、久々に拡大された北電の買取枠は「道北の枠も 3 万 kW にとどまる」と報じられています。潜在的な高い能力は認められつつも、送電網の現状は低い限界にあ

るため、北電を通じた再生可能エネルギーの活用は大きな困難を抱えていると言えます。

4. まとめ

各市町村単組から持ち寄られたレポートにより、再生可能エネルギーの現状が次の表のとおり整理された形で集約することができました。また、発電施設を有していない町においてもバイオマスなど町の施策として検討もされており、いずれの市町村において再生可能エネルギーの活用が自覚されていることがわかり、宗谷地方本部として再生可能エネルギーを是非推進していきたいと願います。

北電の買電能力においては、御供給事業者等の立場で買電することは大きな困難である状況です。また、電気事業法などの法制度上において任意に不特定多数の需要家に電力供給をすることは許されていないため、「低廉でクリーンなエネルギー」といった地域特性をアピールすることも難しい現状にあります。

一方、このレポート作成を取り

組んでいる最中、政府のエネルギー・環境会議による「エネルギー・環境に関する選択肢」が付されたパブリックコメントの募集がありました。「選択肢」の論旨は福島第一原発の事故を踏まえつつ、「化石燃料に頼るのは CO₂ 削減に逆行し、再生可能エネルギーを活用してもコスト的に高い」という形で原発ゼロ・原発 15%・原発 20~25% の三段階のシナリオが設けられています。原発事故の苦い経験が「コスト議論」にスリ替えられている提起にはあきれさせますが、再生可能エネルギーを導入にするには数十億円もの設備投資がかかり、多大なコストがのしかかってくるのは否めない事実です。

本レポートではコスト計算など経理的な分野を範囲にしていなかったのですが、「原発ゼロ・シナリオ」を実現させるために、再生可能エネルギーの可能性と負担（コスト）説明を広く道民に訴え推進していく、「スケールメリット形成」の運動が求められていると申し上げ、本レポートのまとめとします。

	設置場所	事業主体	規模(KW)	用途
①	稚内市 (ミルクロード付近)	(株)ウインドパワー (稚内風力発電所)	800 (400kW×2基)	充電
②	稚内市 (稚内公園内)	稚内市 (稚内公園風力発電所)	225 (225kW×1基)	施設供給 余剰分充電
③	稚内市 (ミルクロード付近)	稚内市 (稚内市水道部風力発電所)	1,980 (660kW×3基)	萩ヶ丘浄水場 施設供給
④	猿払村 (浜猿払地区)	井の三風力発電(株) (井の三猿払風力発電所)	1,500 (750kW×2基)	充電
⑤	稚内市 (ミルクロード付近)	(株)ウインドパワー (稚内風力発電所)	1,500 (750kW×2基)	充電
⑥	浜頓別町 (頓別原野)	(株)北海道市民風力発電 (市民風力発電所)はまかぜちゃん	990 (990kW×1基)	充電
⑦	浜頓別町 (頓別原野)	(株)ユーラスエナジー浜頓別ほか (浜頓別ウインドファーム)	3,970 (990kW×3基) (1,000kW×1基)	充電
⑧	利尻町 (町運動公園付近)	北海道電力(株) (利尻カムイ発電所)	250 (250kW×1基)	離島での 技術検証
⑨	稚内市 (サラキトマナイ地区牧野)	さらきとまない風力(株) (さらきとまないウインドファーム)	14,850 (1,650kW×9基)	充電
⑩	稚内市 (宗谷村宗谷岬)	(株)ユーラスエナジー宗谷 (宗谷岬ウンドファーム)	57,000 (1,000kW×57基)	充電
⑪	幌延町 (幌延町字浜里)	幌延風力発電(株) (オトンルイ風力発電所)	21,000 (750kW×28基)	充電
⑫	幌延町 (幌延町字幌延)	北海道電力(株) (サロベツ発電所)	480 (250kW×1基) (230kW×1基)	実証試験
⑬	稚内市 (声問村声問)	稚内市 (メガソーラー発電)	5,020	施設供給 余剰分充電
⑭	稚内市 (稚内市新光町)	PFI事業稚内エネサービス(株) (稚内市バイオエネルギーセンター)	200 (25kW×8基)	施設供給 余剰分充電
⑮	豊富町 (豊富町温泉)	豊富町 (天然ガスコーポレーション)	25	施設供給
⑯	浜頓別町 (浜頓別町福地)	南宗谷衛生施設組合 (バイオマス発電)	80	施設供給
		合計出力	104,850	
		売電用途の合計出力	101,610	* 売電用途のみの合計

苫小牧市における震災がれき広域処理受入れ問題について

はじめに

2011年3月11日午後2時46分、宮城県牡鹿半島の東南東130km沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震は、未曾有の被害を東日本全域にもたらした。

その時、苫小牧市庁舎も大きな揺れが数分続き、フェリーに乗っているような揺れ幅の大きさと持続時間に驚いたものだった。東日本大震災の発生である。直後から余震が何度も続き、落ち着かない時間が過ぎるなかで、次第に各地の惨状が報道されるようになった。その晩早くも17時40分には、福島第1原発の2基の原子炉が冷却機能を停止したとの最初の詳しい情報を、NHKが伝えたという（『テレビは原発事故をどう伝えたのか』伊藤守著）。地震と津波は、人為ミスとともに原発事故の危険要因に挙げられていたのであり、その二つが同時に襲ったのだ。原発反対運動を担ってきた組合員には、危惧は当然のことだったろう。こうして、石橋克彦神戸大学名誉教授が唱えた「原発震災」が現実のものとなつた。ベント、海水注入、水素爆発、放水と続くその後の事態の進展は、 Chernobyl とは異なった形で、人類が初めて体験するものだった。誰もこうした事態の推移を予想することはできなかつただろう。廣瀬隆氏が震災直後に出版した著書で「私は、どうすればいいか、分からぬのです。こういう事態になったときに対処できないことが分かっていたから原発に反対してきたのです。」（『福島原発マルトダウン』廣瀬隆著）と慨嘆している。がれき処理、除染、避難、食品安全基準など問題が生じるたびにこの言葉が思い浮んだ。このレポートでは、「原発震災」のほんのひとつの事象ではあるが、日本各地を揺るがした震災がれきの広域処理問題を取り上げる。苫小牧におけるこの問題の経過を省みて、苫小牧市政運営の問題点が表面化した事態として検証してみたい。

1 震災がれきの広域処理問題の発生

地震と津波による災害も未曾有のものだったが、これまでの自然災害と大きく異なるのは、これによって原発事故も引き起こされたことだった。いまだに福島第一原発からは放射性物質が漏れ続いている上に、4号機建屋の倒壊による放射性物質の大放出という悪夢さえ懸念されている。自然災害に上乗せされた原発事故は、事故それ自体としても Chernobyl に匹敵する大事故となつたが、震災への支援、避難、復興等の局面に、独特の複雑さと困難をもたらした。

困難のひとつが、震災がれき処理問題だった。阪神・淡路大震災においても膨大な量のがれきが発生した。しかし、今回は、津波にさらされて塩分を含んだがれきが生じたばかりではない。何よりも放射能汚染が極めて困難な事態を招いたのだった。環境省は、震災発生の翌4月に、早くも震災がれきの受入れ意向調査を全国的に行っている。しかし、「がれき処理特措法」が成立したのは、8月12日の参院本会議であった。すなわち、法的根拠が成立するはるか前に、震災がれきの広域処理が方針化され、意向調査が行われていたことになる。放射能により汚染したおそれがあるがれきを広域で処理する環境省の方針は、当然ながら混乱をもたらさざるを得なかつた。全国各地で首長が受入れを表明しては、市民の猛反発を受けるというやりとりが続いた。そうしたなかで東京都は、11月にがれき受入れを開始する。石原慎太郎知事の「なんでもないものを持ってくるんだから『黙れ』と言えばいい」という乱暴な言葉とともに。こうして日本列島中に複雑な構図が描かれる。広域処理を受け入れ、住民の反対運動を押し焼却処分をする自治体。受入れを表明して住民の反対運動に立ち往生する自治体。「安全性が担保されない」とはじめから拒否姿勢を貫く自治体。そして、検討を続ける自治体などなど。

北九州市では、試験焼却に反対して座り込む市民を警察官が排除してがれきを搬入した。その映像は、

複雑な衝撃を与えた。被災地住民からすれば、自分たちの身近にあるがれきが、被災地以外では、その持ち込みに強い抵抗を受けているというショック。受入れ自治体の住民は、なぜ放射能汚染のおそれがあるがれきを、わざわざ遠くまで運んで焼却するのかと憤る。特に子どものいる家庭には深刻な不安を招いた。震災がれきの広域処理は、被災地とそれ以外の地域対立まで引き起こしている。震災がれきをめぐる混乱は、沖縄まで含む日本列島全体を揺るがし続けている。

2 苛小牧市の対応

(1)一貫して積極姿勢を示す市長

ア 突出する苛小牧市 苛小牧では、震災がれきの広域処理問題がどのように経過しただろうか。

苛小牧の岩倉市長は、昨年4月に実施された意向調査で、2箇所の焼却炉で受け入れ可能と回答している。その後、6月にはがれきの受入れ支援姿勢を示した。放射能汚染は受け入れられないが、「支援できるものは支援する」と発言した。の時期、北海道へのがれきの搬入に当たって、苛小牧東部地域に仮置場を作るとの環境大臣の記者会見があつて、市民や道民の驚きを招いたが、この構想はいつのまにかなくなったようである。9月に入って、市長は市議会で安全基準以下のがれき受入れ姿勢を示した。しかし、この時点に至っても、苛小牧市民はがれき受入れといった事態にさほど反応しなかったように思える。安全基準の問題など不確定な要素が多かったからではなかろうか。

様相が変わってきたのは、11月からではないか。市議会「安全・安心のまちづくりに関する特別委員会」が岩手県を視察、宮古市議団と交流している。そのとき、非公式にがれき受入れの要請を受けたという。また、環境省の再度の意向調査に対し、「復興支援として受け入れには協力」と、条件付きながら回答している。道のとりまとめで「4月に処理可能と回答したのは道内で50団体だったが、今回（10月調査）は11団体まで激減した。」（地元紙）なかでの協力回答である。しかも個別自治体名は非公表とされた調査なのに、苛小牧の意向だけはなぜか表面化していた。苛小牧の積極姿勢が際立つ格好となった。

イ 「オール苛小牧」で受入れ「可」 こうした状況に最も危機感を抱いたのは、福島県など東北の被災地から札幌などに避難してきている母親たちだった。放射能の恐怖を逃れて、はるか北海道に身を寄せているにもかかわらず、放射能が追いかけてくる形になったのだ。その危機感は理解できる。「おとなしい」と言われる苛小牧市民からは、この時点においても積極的な発言は多くない。しかし、北海道各地からは、次第に先頭を切っている苛小牧に対する反発は強まり、FAX、メールなどで反対意見が殺到したと言われている。12月の議会で、北海道に避難してきた住民が提出した震災がれき受入れに反対する陳情が全会一致で不採択となった。陳情者が「放射能ゼロ以外は持込み反対」を訴えたのに対し、市議会側は「ゼロはあり得ない。安全な範囲内なら復興に協力しなければならない」との態度。この微妙な相違が、結論では180度の相違となって現れるところに、この問題の深刻さがあると言える。しかし、知事、市長の受入れ姿勢に、市議会が受入れ容認の姿勢を示したこととは、苛小牧には、反対する政治勢力がないことを示した。道民の危機意識はさらに高まるとともに、市内においてもがれき問題を考えるグループが活動しはじめることになった。道内各地から見れば、苛小牧で焼却されれば、大気や土壤、地下水や海水の汚染が考えられ、苛小牧だけの問題にとどまらない。「北海道が汚染する」との危機感がある。「風評被害」もありうるだろう。それに苛小牧が受け入れた場合、2番手、3番手が手を上げる事態を招きかねない。その一方、「世論」はがれき受入れ容認が多数を占めていた。道内紙の「がれき市民アンケート」では、賛成56%、反対23%、どちらでもない21%と報じていた。「安全確保が最優先 目立つ説明不足」との小見出しを載せながらであったが。

ウ 受入れ発表 苫小牧市の積極姿勢が道内の注目を集めることとなり、また、市内でもようやく反対や疑問の声が上がるようになってきた。それでも、がれき受入れについての安全基準など、国、道、市の足並みはそろっていなかった。国の基準のゆるさは全国的に批判があった。道知事は独自基準設定を否定し、市町村の判断に委ねる。市は国・道の動きを待つ。膠着状態に陥ったかに見えた。しかし、それまで国の責任を強調していた高橋知事が動き出し、一挙に局面が展開する。放射性セシウム濃度「1キログラム当たりおおむね100ベクレル以下」との独自基準を設定したのである。続いて、道内市町村に受入れに向けた検討を要請した。苫小牧市長部局では、3月に入ってから、受入れ予定のがれきをそれまでの焼却処理方針を改め、木質系がれきの再利用構想に切り替えていた。ごみ収集有料化が2013年度からと決まっていて、目前に控えてごみ量が増大して焼却炉の余裕がなくなると予想されることが理由とされている。しかし、有料化は以前から決まっていたことであり、本当のところ、変わった理由はわからない。一説によれば、部局内の意思疎通の不十分さがあったともいわれる。ともあれ、焼却処理方針よりは受け入れやすくなることは確かである。建材に加工し、岩手県に戻すというのだ。焼却による大気汚染も、焼却灰埋設による土壤汚染についても心配は少なくなる。汚染の危険性は減少すると考えられるからだ。知事の基準決定と受入れ要請を受けて、市長は決定に向けて急加速していった。4月には岩手県に視察におもむき、県庁や宮古市などをまわっている。県副知事から要請を受け、市の基準整理と試験実施方針を示した。上田札幌市長の「安全との科学的根拠はない、市民を危険に陥れるわけにはいかない」との発言とは対照的な対応となった。岩倉市長の積極姿勢は、ある意味一貫したものだったが、この間がれき問題を追ってきた目から見ると、微妙なタイミングと思われた。すでに3月末に、宮城県が震災がれきの量を見直し、当初の推計から大幅に減少すると発表していたのである。岩手県の震災がれきの量も下方修正される可能性が大きかった。がれきの「奪い合い」状態だと噂もささやかれていた。もう少し待てば、がれきの量が明確になって、受入れの必要性自体が再検討されるのではないかとの観測もあったのだ。しかし、まさにそのタイミングで市長は受入れを発表する。5月18日の市長発表は、事前の副市長の説明とは異なって、「受入れ基準の発表」ではなく、「実証試験実施」（地元紙）、「受入れ」（道内紙）と受け止められ、見出しを飾った。市長は、受入れ基準は1キログラム当たり100ベクレル以下とし、近いうちに実証実験を行う、安全性が確認されたら本格的に受け入れる、と発表した。北海道の基準「おおむね100ベクレル以下」の「おおむね」を削り、より安全性に配慮したと胸を張った。

(2) 受入れ「決断」と「説明」

市長の「受入れ表明」を、地元紙は次のように報じた。

『市長は「自分自身、災害廃棄物の状況を視察した。一日も早く処理し、本格的に復興することが被災地のために必要」と述べた。試験は「さまざまなデータを確認し、基準値を満たした場合のみ受け入れる」と説明。民間の意向調査を踏まえ、道との調整や市独自のマニュアルを整理して実施する。時期は岩手県と道の基本合意が前提になるため、「県や道との協議が必要。現時点では示せない」とした。試験で安全性を確認すれば本格的な受け入れになるが、市長は「安全が確認されない限り、受け入れることにはならない」と強調した。基準は、宮古市と周辺で北部に位置する田野畠村、岩泉町、隣接する南部の山田町の木質系がれきの再生利用との条件で設定。受け入れ段階（可燃、不燃、再生利用）で放射性セシウム濃度1キロ当たり100ベクレル以下とし、製品化後も同じく100ベクレル以下とした。国際原子力機関（IAEA）安全指針や既存の廃棄物処理法で通常のごみとして扱えるレベル。市長は「専門家3人に懸念される事項などを聞き、内部で検討を重ねた」と言い、安全性が確認できたと説明した。今のところ木質ボードへの再製品化を想定。測定は搬出側、道、市、民間

が共同で線量、濃度を測定し、いずれも基準を満たした場合のみ受け入れる。21日には高橋はるみ道知事と札幌市内で面談する。同日から市町内会連合会、受け入れに反対の市民団体など9団体と東胆振4町に説明する。』

しかし、長年苫小牧市政に携わってきた者は、この会見に違和感を抱いたのではないだろうか。これまでの苫小牧市政において、市長の重大な「決定」は、通常市議会において表明されてきた。市議会以外の場で決定を表明すると、市議会軽視として問題視されてきた経緯があった。だが、今回の市長決定に、議会側から不快感は表明されていない。がれき問題をめぐって、市長と議会の関係が変わってきたと感じられる。また、審議会への対応も変則的ではないだろうか。市環境審議会に対する「説明」である。市長は、環境審議会に対し、がれきの受入れを諮問するのではなく、受入れ発表直後に開催された審議会の場で決定内容を「説明」したのである。審議会の存在意義が問われると言うべきだろう。市民に丁寧に説明することだったが、市長が一人で決定し、発表した上で、それから市民に「説明」する。結論が変わらないことが前提である以上、「対話」ではない。ここに、行政における「決定」と「説明」の関係を整理する必要性が浮上したと言える。市長決定における問題点は後述するとして、市長はこの会見の後、精力的に「説明会」をかさねていく。

3 がれき広域処理の問題点

これまで、がれき受入れ表明にいたる経緯を見てきた。この項では、がれき広域処理がもつ問題点を見ていきたい。震災がれきには、放射性物質ばかりではなく、アスベストや農薬などの有害物質が含有しているなど特有の問題があり、焼却処理方針には厳しい批判がある。しかし、紙幅の関係から、ここでは論点を絞って紹介する。

(1) 広域処理の遅れが復興を妨げている？

政府が広域処理を進めるために広報・啓発に用意した予算は、2011年度9億円、12年度15億円といわれている。大手広告代理店が受注し、テレビCMが流され、新聞に広告が載ると、報道においても広域処理が必要との論調に染まっていった。がれき受入れ反対などと言い出せない雰囲気が醸成された。もちろん、復興のためになるなら多少の「我慢」は必要かと思うのは普通の感覚だっただろう。新聞テレビなど通常のメディアを見ている限りでは、がれき受入れに反対しづらい現実があり、これに異を唱えるのは「非国民」扱いされそうな圧を感じるようになっていた。反対する市民たちの集まりの場で見かけられた市民が、周囲の反応に驚いて会合から遠ざかっていったエピソードも伝え聞いている。復興の遅れはがれき処理が進まないためであり、がれき処理が遅れているのは広域処理が進まないためである。広域処理を阻んでいるのは、「絆」感をもたない利己的な地域住民の反対運動のためである。つまり、復興を妨げているのは各地の利己主義的な住民であると。この三段論法が市民の自由な意見表明を圧迫した。NIMBY（ニンビー）キャンペーンである。Not In My Back Yard（（必要なのはわかるけど）自分の裏庭ではやらないで）というわけである。しかし、そもそも震災がれきのうち、広域処理目標量は宮城県で15%、岩手県で23%程度であるという。つまり、広域処理が進んでも2割程度しか片づかないのである。広域処理の遅れが、復興の遅れの原因でないのは明らかだろう。

(2) 自区内処理の原則は

ごみ処理は本来、自治事務であり、市町村の権限で処分するものである。自区内で処理するのが原則だったのではないか。まして、多かれ少なかれ放射性物質を含んでいるのだ。ドイツ放射線防護協会からは、日本政府に対して、広域がれき処理は放射性物質をまき散らかすことになるとし、震災がれきの移動を中止するよう求めている。仮設焼却炉の稼働が、阪神淡路の際に比較して全体的に相当

遅れていた。陸前高田市は震災直後、県にがれき専用焼却炉の建設を求めたが、県の担当者は「環境アセスメントの手続などで2、3年かかる」と門前払いしたと報じられている。国、県の連携、柔軟性に欠けていると批判された。宮古市のがれきについての地元紙の記事を読んで違和感を覚えた市民も多かったのではないか。苫小牧市が受入れを表明した木質系がれきの仮置場は、公園予定地であり、2年でがれきを片付ける計画だという。しかし、公園の予定地であれば、1年遅れたとしてどれだけの住民の負担になるのか。震災後3年でがれき処理を終わらせるという計画期間を見直すべきではないのか、と。岩手県岩泉町は、宮古市のがれき仮置場に搬出しているが、町長は「あと2年で片付けるという政府の公約が危ぶまれているというが、無理して早く片付けなくてはいけないんだろうか。山にしておいて10年、20年かけて片付けた方が地元に金が落ち、雇用も発生する。もともと使っていない土地がいっぱいあり、処理されなくても困らないのに、税金を青天井に使って全国に運び出す必要がどこにあるのか。」と語っている。つまり、広域処理の必要性が疑問にふされているのであり、むしろ復興に役立っていないとの批判が起きている。広域に運ぶために予算が余計にかかる。その予算が被災地ではなく、がれき受入れ地に落ちる。被災地で最も求められている雇用の場が奪われる。等々である。しかし、このような情報がどれだけ市民の耳に届いただろうか。新聞やテレビを見ていただけでは得られない情報だった。震災がれき受入れに危機感を抱いて、インターネットなどから情報を探した市民だけが知り得たものだったろう。その意味では、情報流通の形もまた震災以降変わってきていることを示していた。

4 苫小牧市の対応の問題点

(1) 市長決定の問題点

岩倉市長のがれき処理への協力姿勢は、首尾一貫していたと言いうる。しかし、それは一貫した独断専行でもあった。特に際立って感じられたのは、情報が聞こえてこないというもどかしさだった。最初にがれき受入れへの積極姿勢を示した昨年6月から、どのような検討をしたのか、してきたのか、市民には全く伝わってこなかった。対応が変化したり、新たな見解が示される都度、市民が知ることができるのは新聞社への会見を伝える記事だけであり、その内容の薄さに困惑していたのが現実である。記事にしても、会見のすべてを書いていないのか、詳細が語られていないのか、読む市民にはわからないことだらけといつても過言ではなかった。例を挙げると、市長は3名の専門家から話を聞いたが、いずれも市の考え方で問題ないと答えだったと述べ、これを受入れ決定の根拠のひとつにした。しかし、誰という何の専門家で、どのような質問にどう応えたかについて、どこにも書かれていなかった。後に、市議会特別委員会で質問され、副市長は「迷惑がかかるおそれがある」と氏名開示を拒んでいる。電力需給に関する連絡会議で、道が議事録を作成しなかったことが批判されたが、苫小牧ではこんなことすらまかり通っている。そもそも支援策としての妥当性、受入れの安全性などの判断自体が、公の場で詳細に論じられなければならない問題だろう。「情報公開」などという原則を持ち出すまでもなく、市民の前で、賛否の学者を招いて公開の議論がなされるべきだろう。また、苫小牧市には自治基本条例があり、「情報の共有」「市民参加」「協働」が街づくりの基本原則とされている。この原則に基づいて制定された市民参加条例では、条例に定めのない事項でも条例を適用できること、重要な案件では審議会、市民会議、公聴会、意見交換会などの「政策形成手続」を複数行うこと、その上でパブリックコメントを実施することが定められている。「原則」からすれば、市民参加手続で決定しようとするのが市の基本的な立場ではないのか。ある市民団体が市民参加によってがれき受入れの可否を決定すべきとの要望を出した。ところが、これに対する回答は、回答の名に値しないものだった。

『災害廃棄物の受入れについて、苦小牧市では再生利用によるリサイクルを行うことを検討しておりますが、この再生利用に関する国際基準は、国際原子力機関（IAEA）のクリアランスレベルに基づいた基準となっているため安全であると考えております。本市といたしましては、国及び北海道の基準により実証実験を実施して安全性の確認を行い、その結果により、受入れの可否について慎重に判断してまいりたいと考えております。』

これが回答（全文）である。「市民参加」の「し」の字もない。しかも、この回答が届いたのは、要望を提出してから1ヶ月以上を経過していて、さらに市長の決定発表の4日前、直前である。この市民団体は、再度市民参加条例の適用を求めて「要望意見」を提出し、適用しないのであれば、その理由を示すよう求めている。最終的な市の回答は、市民参加条例を適用しないとの判断であり、理由は「速やかな決断と意思表示が必要である」からとの簡単なものだった。市民参加で決定するためにはどれだけの期間が必要で、その期間が経過するとどのような困難が生じるかは説明されていない。その前に市議会特別委員会では、市民参加で進めないのかとの質問に「なじまない」と答えていた。要望意見への「速やかな決断」云々と「なじまない」とではつじつまが合っていない。市長が市民参加をないがしろにすることは、市長自身の体質に根ざしている可能性があることによって、より深刻であると言える。実は、教育委員会の例であるが、給食センターの委託問題においても審議会軽視があったのである。前市長の下で、給食センター委託が諮問されたとき、時の審議会は折からの食肉偽装事件を受けて直営を答申していた。ところが、岩倉市長が給食委託を公約して当選すると、審議会に諮問し直すのではなく、審議会の結論をひっくり返したのである。そして、審議会に「説明し、理解を得た」と一方的に宣言したのである。

(2) 市長決定と、置き去りにされた市民

市長の受入れ表明は、広域処理を要するがれきの総量が激減すると予想されたなかで行われた。そのため、市長の表明を伝える地元紙の一面は不思議な構成となった。右半分に市長の「がれき受入れへ 実証試験実施表明」の活字が踊る。しかし、左側には、「大幅減の見通し 受入れに影響の可能性も」との見出しに、「市は状況を見守る」との記事だった。状況を見守りながら表明したことになる。「受け入れを表明し…わずか3日後に、広域処理の必要性が問われかねない事態となった」（道内紙）とも書かれた。発表直後から、実際にがれきを受け入れることになるかは、道と岩手県との協議に委ねられた。こうして受入れ表明直後に協議の結果待ちとなり、他方で、説明会や市議会での質疑が続けられていくという不思議な時間が経過していく。しかも、「決定はしていない」との注釈が付くという不可解さも伴っていた。とはいえ、説明会や市議会の後もがれき受入れそのものの実態は、市民には不明のままだった。例えば、「再生利用だけか」との疑問には、当初「今のところ考えていない」としながらも、説明資料には「可燃物」「不燃物」の「受入れ基準」を載せていた。（後に「可燃物は受け入れない」と言明したが、計画の詳細が定かでないままに決定されたと推測される。）また、6月16日の道内紙の全道版記事で明らかになったことだが、同月15日に岩手県、北海道、苦小牧市、共同企業体の4者による覚書が交わされる予定だったが、中止になったという。記事にならなければわからなかったことである。「市民に説明する」と言いながら、片方では説明が終わる前に覚書を締結する予定だったことになる。4者による「覚書」の内容も不明であった。当自治研推進委員会のメンバーが問い合わせたところでは、実施の主体は宮古市などの市町村から委託を受けている岩手県であり、県が業者に発注するとしている。市は共同企業体の構成などは「未定であるとかがっている」と、業者選定には関与しないような回答だった。4者で枠組みを決めて、その枠組みで岩手県が発注するということだろう。しかし、市長が「私の責任で」と発言したことを、市民は、市がすべて責任を負うものと受け止めたのではないだろうか。実態は、具体的に市がどのような権限を持つこと

になるのかは、岩手県の条件の出し方や、道などによるマニュアル作りの結果に委ねられることになりそうである。しかし、このことも報じられてはいない。総じて、震災がれき受入れについては、その問題が浮上してから現在にいたるまで、市民を情報過疎地帯に放置したまま進められたと言っても過言ではない。少なくとも、市民参加条例が適用されていれば、市民と行政・市議会が協働して情報を収集し、疑問点・問題点を整理していくことができたのではなかろうか。それは、市民全体が情報を共有する過程ともなったはずだったであろう。

5 がれき受入れ問題に見られる苦小牧市政の課題

最後に、今回の事態に現れた苦小牧市政の問題点を整理し、今後の課題を検討したい。

上述したように、がれきの広域処理受入れ問題で際立っていたのは市長の独断専行であり、市民の情報不足である。何がこのような事態を招いたのだろうか。

まず、行政に常につきまとう問題だが、選挙で選ばれた代表者の「決定」は、市民参加とどのような関係であるべきかである。しかし、今回の市長の対応は、自治基本条例や市民参加条例がなかったとしても、あまりに一方的であったと言わざるを得ない。環境審議会への対応、アドバイスを受けたという専門家の氏名公表にしても、国政、道政であればマスコミが相当批判したと思われる。にもかかわらず、市内では大きな問題とはならなかった。それを許したのは、市議会の対応である。この問題において、市議会の存在感のなさは特筆に値すると言ってよい。「震災がれき受入れ」に関する陳情4件はすべて「全会一致」で不採択とされている。受入れに反対あるいは慎重な住民の声は、議会には反映されなかつたことになる。ふだん最も対応がわかりやすいと言われている共産党は、市議団のホームページで『「地元で十分処理が可能」と、受け入れる必要性がないことを指摘したうえで、「受け入れないと発信すべき」と、市長に求めました。』としている。しかし、共産党が「反対」したとは一般に受け取られていない。「がれきがないのに無理に受け入れることはしない」との当然のことを確認したにすぎないと受け止められた。

また、陳情を不採択とした理由については、『陳情内容が「被災地廃棄物＝放射性物質」であるということに加え、要旨に誤認がること（ママ）、市では正式な受け入れ表明をしていない事などです。』と説明している。これまでの市議会での対応からいえば、採択の障害になっている部分については、陳情者と話し合った上で一部を削除したり、変更したりして、採択をめざしてきた経緯がある。今回の対応は、自身は「受け入れないと言うべき」としながら、陳情に対しては意思確認することもなく反対したことになる。しかも、理由だけ見るならば、なぜ反対したか不明と言わざるを得ない。

注1) 4件の陳情の中には、市民参加条例と環境基本条例の適用を求める陳情がある。これは直接には受入れに反対していない。したがって、上記反対理由はなおさら不明となる。傍聴者によれば、休憩時間に「環境基本条例は放射能汚染には適用されない」との解釈を事務当局が述べたことが重視されたとのことである。もしそうであれば、議事録にも残らない発言で条例解釈を決めたことになり、禍根を残すものと言わざるを得ない。実際、「放射能による汚染を除く」との規定がない以上、当局の解釈には無理があると考えられる。また、採択後に、ある委員が「（がれきが少ないので、苦小牧には）どうせ来ないのだから」と説明していたとの話もある。そのような現状認識があつたために、採択する気がなかつたとも考えられる。

もちろん、このことは共産党だけの問題ではない。積極的に主張を公開しているので引用しただけであるが、この問題では、共産党が議会全体の姿勢を代表しているかに見える。全会一致で不採択とした議会論議の方向性は、このホームページの趣旨と同様だったと、紙面や傍聴者から伝わってきてている。

そもそも広域処理をどう考えるべきなのか、そこから一つひとつ課題を整理して、市長に対して来たならば、疑問点・問題点も明確化され、議論もかみ合い、市民の理解も深まったのではなかつたろうか。議会自体が早々と「広域処理ありき」になってしまったことが、市内全体の議論を失わせ、疑問点・問

題点が広く報じられないことにつながったのではないか。しかも、市民参加条例を尊重する姿勢は市議会にも見られなかった。市長の独走を批判する声が市議会では聞こえなかつたのである。少なくとも、地元紙、道内紙でその声が報じられることはなかつた。むしろ、議会は市長と一体となって、裏から受け入れ方針を支えてきたとさえ受け取れるのである。

もう一つ、市長の独断専行を許した「責任」を挙げるならば、道内紙、地元紙の報道姿勢を俎上に載せたい。震災がれき問題については、全国的に丁寧な報道がなされていないこともあるが、市長の決定前も、決定後にも市民は、賛成派と反対派がどの部分で対立しているのかまったく分からぬままだつた。反対派への説明会で、3人の専門家の氏名を公表しない件が追及された。市長は北大に迷惑がかかるからと説明した（3人のうちの1人だけの理由か？）。しかし、1箇月後にはフォーラムに出席するからわかるというのだ。なぜ今は言えないのか。さらに、大学が迷惑するから遠慮するかの表現も大学の存在意義にかかわることではないか。しかし、マスコミは、市長の「説明」を論評抜きに掲載しただけだった。

注2）市長の反対派住民への説明会の直後、市長の私的ホームページに「災害廃棄物受入れに反対ないし懸念されている団体の皆さんに対する説明会でしたが、「3.11」を受けて復興に向けた過程に入つてゐる中、立場立場でいろんな考えがあることに改めて残念に思いました。1年4ヶ月が経つても本格復興に向けた動きが鈍いなか、今後の復興に不安を抱きながらも普通の生活をしておられる宮古地区の皆さんが高いたらどう思うか、誠に恥ずかしい気がしました！」と記している。自ら求めて開催した『説明会』である。「ていねいな説明」姿勢の内実はこのようなものだったわけである。

とはいひ、市議会やマスコミの姿勢を問うだけでは、市政を正していく力にはなり得ないだろう。問題なのは、こうした現実を作り、許しているのは、私たち市民であることだ。私たち自治体労働者は、市民でもある。最も行政の近くにいる市民である。地域生活圏の問題を私たち自身の問題として行動していくことを抜きにしては、市政の転換はあり得ないと考えなければならない。市民の安全・安心が問題となるがれき受入れ問題に対しては、私たち自身に反省すべき点が多々あつただろう。賛否を表明するかどうかはともかく、実態を検討、検証し、公表していく努力を行うべきではなかつたろうか。私たち自治研推進委員会は、遅ればせながらがれき受入れについての疑問を抱かせる部分について、明確化をもとめる調査活動を行い始めたところである。

おわりに

苦小牧の市政をめぐる現状は、ますます市政と市民との間の溝が深まつてゐるように感じられる。市議の質問も、昔は地元紙が項目だけはすべて取り上げ、大きな項目については若干のやりとりまで記事にされていた。現在は、ほんの一部のやりとりと、質問者の氏名だけが報じられる。市議と市長との対立が薄まり、それが議会内の議論を少なくしているように思える。争点がなくなると報道も少なくなる。報じられない問題は、市民にとって存在しないと同様である。大きな問題であつても、議論が聞こえてこないので関心が盛り上がらない。こうした悪循環が作り出されたのではないか。家庭ごみ集の有料化のような案件でさえ、条例が成立してから、「有料化されるんだって！」と市民が気づくような状況にあるのだ。生み出されているこうした事態を、私たち自治体労働者の責任として噛みしめなければならない。震災がれき受入れ問題が私たちに突き付けたものは、思いのほか、広くて、深い課題だったのではないだろうか。

追記 8月4日。地元紙は、苦小牧市の「木質系がれき広域処理」「受入れ不要に」と報じた。